

メキシコによる EC 産オリーブオイルに対する確定的相殺関税措置

(パネル報告 WT/DS341/R、提出日:2008年9月4日、採択日:2008年10月21日)

瀬領真悟

I. 事実の概要

本件は、メキシコが、EC産(主に、イタリア及びスペインからの輸入品)のオリーブオイルに対して課した相殺関税に関する紛争である。

相殺関税にかかる国内手続き(時系列)

- ・ EC産オリーブオイルに対するメキシコによる相殺関税賦課
- ・ 2003年3月12日 メキシコ企業 Fortuny による欧州原産オリーブオイルへの相殺関税賦課申請(主に、イタリアとスペインからの輸入)。2002年4月から12月からのEC産バージンオリーブオイル及び精製オリーブオイルの補助金付輸入が同一又は類似産品を生産する国内産業の確立を実質的に遅延させたとの申し立て。
- ・ 2003年7月2日 経済大臣が申請を受理し、調査開始決定に署名。
- ・ 2003年7月4日 メキシコ、ECに対して、SCM協定13.1条に基づく協議要請。
- ・ 2003年7月11日 EC、協議受け入れ文書送付。
- ・ 2003年7月17日 メキシコシティで協議開催。調査期間中の2003年11月17日、及び、2004年12月2日 にも協議開催。
- ・ 2003年7月16日 同日付け官報に開始決定公示。調査対象産品は、エクストラ・ファイン・オーディナリーの各バージンを含んだバージンオイル、ファーストクラス及びセカンドクラスの精製オイルを含んだ精製オイル、ファーストクラスとセカンドクラスを含んだブレンドオイルであった。
- ・ 調査対象期間は、2002年4月から12月。損害分析における「傾向」の検討は、2000年、2001年、2002年の4月1日から12月31日。
- ・ 2004年6月10日 メキシコ調査当局である経済省(Economía)、仮決定を官報に公告。決定は、調査継続とkgあたりの暫定相殺関税賦課を決定。出荷毎の支払額を確定するために、個別輸出業者毎の上限額が、従価税ベースで計算され、出荷の関税評価額に対して、kgあたりの上限参照価格に達するまで追加された。
- ・ 2005年8月1日 メキシコ、最終決定を官報に公告し、確定相殺関税賦課。イタリア及びスペインのオリーブオイル輸出業者からの輸入品とECからの他の全ての輸入品に対してそれぞれ計算された相殺関税が賦課された。kgベースで計算された輸出業者毎の課税額は、輸入の関税評価額に対してkgあたりの上限参照価格に達するまで追加された。

WTO 手続(時系列)

- ・ 2006年3月31日 EC DSU4条、1994GATT23条、補助金相殺措置(SCM)協定30条、及び農業協定19条を援用してメキシコとの協議要請
- ・ 協議対象は、2005年8月1日付けメキシコ官報で公告された「オリーブオイル輸入の価格補助金供与の調査に関する最終決定」によって EC 産オリーブオイルの輸入に対してメキシコによって賦課された確定相殺関税措置に関するものである。
- ・ 2006年5月5日 ECとメキシコ間での協議開催
- ・ 2006年12月7日 EC DSU4.7条及び6.2条、1994年GATT23条、補助金相殺措置協定4条及び30条、並びに農業協定19条を援用してパネル設置を要請。
- ・ 2007年1月23日 DSB 会合において、DSU6条に従い、文書番号 WT/DS341/2 で EC の請求に応じてパネル設置。
- ・ 上記同日の会合で、紛争当事者が、標準付託事項によるパネル設置に合意。
- ・ 2007年2月13日 EC DSU8.7条を援用してパネル構成の決定を事務局長に請求。
- ・ 2007年2月17日 事務局長 パネルメンバーを次のように決定。

Debra Steger, Jan Heukelman, Gloria Pena

- ・ カナダ、中国、日本、ノルウェー、米国が第三者としてパネル手続に参加する権利を留保。
- ・ パネルは、当事者とは2007年6月26日から27日、及び2007年10月3日から4日に、第三者とは2007年6月26日に会合を持った。
- ・ 第三者の参加
- ・ カナダ、中国、日本、ノルウェー及び米国が意見書提出
- ・ 中間報告
- ・ EC が多くの技術的実体変更を要請。メキシコのコメントはなく、EC の要請に対応。
- ・ 2008年8月26日 パネル 最終報告書を当事国に回覧
- ・ 2008年9月4日 パネル 報告書加盟国配付
- ・ 2008年10月21日 DSB パネル報告書採択

II. 当事者の主張

A. EC の主張

EC 主張の根拠法規

EC は、パネルに対して、経済省の調査開始及び調査並びに最終相殺関税措置の賦課が、1994GATT6条、SCM 協定1条、11条、12条、13条、14条、15条、16条、及び22条、農業

協定 12 条及び 21 条の下でのメキシコの義務に矛盾すると主張。

特に以下の点のメキシコの違反を主張してパネル設置要請。

1. 申請が国内産業による又は国内産業のためになされた旨の決定を欠く調査開始による SCM 協定 11.4 条及び 16 条違反
2. 1 年以内での調査終了及びいかなる場合でもその開始後 18 ヶ月を超えてはならない義務を遵守し損なっていることによる SCM 協定 11.11 条違反
3. 利害関係当事者に対して秘密情報の秘密でない要約を提出することを要求し、情報の実質を合理的に理解できるように十分に詳細な物とする義務を怠ったことによる SCM 協定 12.4.1 条違反
4. 利害関係者への適切な通知、及び、補助金の存在とりわけ利益の移転 (pass-through) に関する合理的かつ適切な説明する義務を怠ったことによる SCM 協定 12.8 条、22.3 条、及び 22.5 条違反
5. 11.2 条に掲げる事項に関して事情を明らかにするため及び相互に合意する解決を得るため調査開始前に協議の機会を与える義務を怠ったことによる SCM 協定 13.1 条違反
6. SCM 協定 1.1 条の規定に従い補助金を受ける者に与えられる利益を計算し、かつ、個々の事例についてこの方法を適用するに当たって透明性を持って当たり、適切に説明するという SCM 協定 14 条の義務を怠ったことによる SCM 協定 1.1 条と 14 条違反
7. 国内産業を適切に確定する義務を怠ったことによる 1994GATT6 条 6 項及び SCM 協定 15.4 条、15.5 条、及び 16 条違反
8. 国内産業の状態に関する関連する全ての経済的要因及び指標の検討を含む実証的な証拠に基づき損害決定を行い、合理的かつ適切な説明を提供する義務を怠ったことによる 1994GATT6 条 6 項及び SCM 協定 15.4 条及び 15.1 条違反
9. 国内産業への損害を引き起こした補助金付輸入以外の他の知られているいかなる要因をも検討する義務を怠ったこと SCM 協定 15.5 条違反

農業協定 13(b)(i)条で対象とされたかつ農業協定 21.1 条違反の状況以外で農産品 (オリーブオイル) 輸入への相殺関税調査を開始することによって農業協定 13(b)(i)条及び 21.1 条違反

EC は、DSU19.1 条及び WTO の慣行に従い、次のことを要求した。パネルが、DSB に対して、メキシコが関連協定を遵守するように措置を修正するよう要求することを勧告し、DSU19.1 条規定の権限によって、EC のオリーブオイルに対する措置の完全な廃止が遵守措置としてもっとも適切で実効的方法であることをメキシコに対して提案することを勧告に含める。(para.3.2)

B. メキシコの主張

1. 調査開始に関して、メキシコは、SCM 協定 11.4 条及び 16.1 条を遵守しており、Economía は、Fortuny が唯一の国内生産者でありメキシコ国内産業を代表すると、申請における十分な事実に依拠して適切に決定した。

2. 調査期間に関して、メキシコは、SCM 協定 11.11 条を遵守しており、調査は 18 ヶ月を超えて継続したものの、例外的状況が存在したのであり、遅延は、関連輸出業者による延長申請を *Economía* が受け入れた結果であって、利害関係者の権利に悪影響を与えるものではない。
3. 秘密情報の秘密でない要約に関して、メキシコは、SCM 協定 12.4.1 条に従って行動しており、全ての秘密情報の十分に詳細な要約の公表を作成しており、記録上の秘密情報へのメキシコでのアクセス体制が存在する。
4. 確定的措置を適用する決定の基礎となる必須の事実の開示に関して、メキシコは、SCM 協定 12.8 条に従って行動しており、利害関係者は様々な方法で必須の事実を知ることができた。必須の事実は、仮決定で開示されており、当事者により提供された情報、主張及び証拠の取り扱い及び情報が勘案もしくは拒絶された理由を詳細に説明していた。
5. 調査開始以前の協議の要請に関して、メキシコは、SCM 協定 13.1 条を遵守しており、*Economía* は調査開始日以前に EC に協議招請を行った。
6. SCM 協定 1.1 条を遵守して補助金の受領者に与えられた利益の計算を行わず、適切に説明された透明性を持ってケース毎に使用された方法を適用する義務に従わず、それが SCM 協定 14 条違反であるということに関して、(a) SCM 協定に「転嫁」(pass through) 分析を求める規定がないこと、(b) *Economía* は、補助金がオリーブオイルの生産を条件としており、オリーブの栽培者からオリーブオイルの生産者への補助金の移転についての分析を必要としないものであったこと、及び、(c) *Economía* の用いた補助金マージン計算方法は、正当であったこと。
7. 国内産業の *Economía* による定義に関して、メキシコは、SCM 協定 16 条を遵守しており、1994 年 GATT6 条 6 項に違反していない。EC は、違反を一応推定させるケースを示しておらず、*Economía* は国内産業への損害評価に関連する全ての事実の包括的検討を行っており、審査された全ての証拠が国内産業が *Fortuny* によって構成されているという結論を指し示している。
8. *Economía* の損害決定に関して、*Economía* は、SCM 協定 15.1 条及び 15.4 条を遵守して損害分析を行っており、1994 年 GATT6 条 6 項に違反していない。*Economía* は、SCM 協定 15.1 条及び 15.2 条を遵守し、価格への補助金付輸入の効果に関する実証的証拠に基づく客観的検討を行っており、SCM 協定 15.4 条列挙の関連要因全てを検討して国内産業への補助金付輸入のインパクトを検討している。
9. 「他の知られた要因」についての *Economía* の考慮に関して、EC は、一応の推定ケースを示し損なっており、*Economía* は、SCM 協定 15.5 条の求めによって、国内産業への損害の原因となる補助金付輸入以外の知られた要因を適切に考慮している。
10. 農業協定 13(b) (i) 条で考えられた状況以外での農産品輸入の調査に関して、EC は、一応の推定ケースを示しておらず、*Economía* は、調査開始について妥当な自制を行っており、「妥当な自制」を示す義務は、開始以外の調査上の措置には適用されない。13(b) (i) 条に

規定された義務は調査開始にのみ適用され、オリーブオイル調査の他の場面には適用されるものではないが、同条項が 2003 年 12 月 31 日に失効し、調査開始以降は適用されないことが前提である。

III. パネル認定

A. 一般問題

1. 審査基準
2. 立証責任
3. 条約解釈

—略—

B. SCM 協定 13.1 条

<EC の主張>

- ・ 調査開始は、2003 年 7 月 2 日で、協議招請は同年 7 月 4 日、協議開催が同年 7 月 17 日であった。
- ・ 調査開始前の協議開催を怠っているため、13.1 条違反である。
- ・ メキシコの調査開始日の主張を受け入れても 13.1 条違反が整理する。協議招請は、協議を意味あるものとするを可能にするように、十分調査開始前に行われなかったからである。13.2 条、13.3 条、10 条の脚注 37 がこの解釈を支持する。
- ・ 協議が調査開始前に行われたかに関わらず、招請は協議が調査開始前に開催可能となるように十分調査開始前に行われねばならないという暗黙の要件が存在する。より広くは、調査当局が調査開始決定に協議が影響を及ぼす段階で協議を利用可能とするようにである。(paras. 7.15, 7.17)

<メキシコの主張>

- ・ 調査開始は、7 月 16 日である。開始決定が官報に掲載された日である。
- ・ メキシコ法では、開始決定は官報に掲載されるまで法的効力を持たない。
- ・ 協議招請は調査開始前に行われており 13.1 条を遵守している。
- ・ 13.1 条の義務は、調査開始前に協議の招請を行うことであり、調査開始前に協議を行うことではない。
- ・ 協議招請を協議を調査開始前に開催可能とするほど十分な余裕を持って行う要件はない。(paras. 7.16, 7.18)

・

<パネル認定>

ECの主張は二つの部分からなる。第一に、Economíaが13.1条により求められる開始前の協議招請を行わなかったこと。主張は、法的主張と事実主張からなる。法律問題としては、どのような行為がSCM協定の意味する「開始」に当たるかの決定を要する。事実問題としてはEconomíaによる相殺関税調査の開始日の決定を要する。

第二の主張は、13.1条における義務の性質に関するもので、特に次のことである。(1)13.1条は開始前の協議開催義務を含むか。(2)13.1条は協議と開始の間に十分な時間を保証することを要件とするのか。(paras.7.19-7.20)

(a) Economía は、開始後協議招請を行ったのか。

調査開始日及び13.1条規定日前に協議招請がなされたかについて争いがある。ECは、担当大臣による開始決定への署名日である2003年7月2日を開始日とし、2003年7月4日に協議招請が行われているので、SCM協定13.1条違反であるとする。メキシコは、開始決定の官報掲載日である2003年7月16日を調査開始日とする。

二つの問題がある。第一に、SCM協定上「開始」という文言が何を指すのか。第二に、SCM協定における「開始」の定義の適用に際して、Economíaの相殺関税調査開始日はいずれかである。両論点の解決により、Economíaの2003年7月4日の協議招請が開始の前後のいずれに当たるか判断できる。(para. 7.21)

(i) SCM協定の意味する(調査)「開始」

SCM協定10条脚注37で「開始」は、「以下、『開始する』又は『開始』とは、加盟国が次条の規定に従って正式に調査を始めるための手続上の措置をとることをいう。」と定義される。

ECは、担当大臣による開始決定への署名が、本定義に言及される正式に調査を始めるための手続上の措置であり、正式な措置であり、その決定の焦点は調査開始にあるのであって、大臣の署名後自動的に公表される。メキシコは、何をもって調査開始とするかSCM協定は加盟国にゆだねており、メキシコ法の下では、官報への掲載が開始に当たり、掲載が開始決定に法的効力を与える。大臣署名がなされているが官報に掲載されていない決定は、法的効力がない。大臣署名が必要であるものの、掲載された時点で、決定は法的効力を有し、調査の期限の始点となる。(paras.7.22-7.23)

[開始の定義]

SCM協定脚注37の「開始する」定義は、特定の措置も特定の手続も示さず、「加盟国が正式に調査を始めるための手続上の措置をとることをいう」と述べている点は重要である。ECは次の点を認めている。「(開始に関して)とられる特定のステップはもっぱら加盟国にゆだねられている」ことを認めており、脚注37からそのプロセスがある形式を含むことが推論できるが、それが何から構成されるかは正確には特定されていない。(para.7.24)

[開始行為]

本件は、いかなる手続的な措置が「正式な」調査を「始める」ことに当たるのかにある。SCM 協定が相殺関税調査をスタートすることを意味する措置の有効性を決定する特定基準を持たないので、「正式に始める」日時は、輸入国の国内制度に依拠する。(para.7.25)

[他の規定の文脈]

開始に言及する SCM 協定の他の規定も、脚注 37 の「開始する」文言解釈に関連する。SCM 協定 11 条は、輸入加盟国が相殺関税調査開始以前に満たすべき実体要件を規定する。11 条は、加盟国が特定基準を満たすことを起草者が意図していることを示している。22.2 条は、調査当局に対して、開始公告を求めている。22.2(ii)条は、調査当局が調査開始日を公告に含むことを求めている。以上は、調査を「正式」に「始めた」日を決定し、公告を通じてその日を周知させることを調査当局にゆだねるとする脚注 37 の読み方と一致する。(para.7.26)

[協定目的]

SCM 協定の目的からみた場合に、11.11 条の調査完了の期限、12.1.3 条における関連輸出業者への申請書の提供、17.3 条における暫定措置賦課の期限、全てが開始日から始まることに注意を要する。開始日が輸入国の国内法に基づくという解釈は、加盟国の国内制度の下での調査の予見可能性を当事者に保障する。WTO 紛争解決手続が、調査終了のかなり経過後に行われ、SCM 協定の特定の要件の欠如によりこのような手続を再検討する場合に、予見可能性は著しく低下する。(para.7.27)

以上により、SCM 協定の「開始」は、各加盟国の制度で定義される手続的措置に基づくものであると解釈される。Economía の調査開始日の決定、及び、メキシコが開始前に協議のための招請を行ったか否かは、メキシコの制度で調査の正式な開始に当たる手続が何に当たるかによる。(para.7.28)

(ii) Economía によるオリーブオイル調査開始日

Economía の国内法による調査開始日の問題は、事実問題である。メキシコが関連情報として提供したものは、メキシコ対外貿易法 85 条とメキシコ連邦課税法 7 条の相互関係から、開始決定が公表日に効力を持つことである。同様の文言は、開始決定の文末でも繰り返されている。さらに、当事者及び Economía に課された期限が公表日から始まり、決定にも反映されている。メキシコ法の下では調査の正式開始日にかかる手続行為は、開始決定の公表であり、その日から法的効力が与えられる。

開始決定は、2003 年 7 月 16 日に公表された。国内法に基づけば、調査開始日は決定公表後の 2003 年 7 月 16 日であり、大臣署名日 7 月 2 日ではない。この認定から、SCM 協定 13.1 条の下でメキシコの義務違反があるとする EC の主張には理由がない。(paras.7.29-7.31)

(b) 13.1 条の義務の性質

[EC の追加主張]

13.1 条の協議招請が行われていたとしても、協議は開催されておらず、招請日と開始日の間で協議を開催するための十分な期間を置いていないので、13.1 条違反がある。この主張は、SCM 協定 13.1 条の義務の性格に焦点を置く。(para.7.32)

[協議・招請の日常用語的意味]

13.1 条には協議の招請に言及があるにもかかわらず、協議の開催には明言していない。「招請」という言葉の辞書的意味は、何かを行うために誰かを招くことが、単にその人が望むならそうするかを問うことである。相殺関税調査の開始国に対する義務の日常的な意味は、自国の産品が調査対象産品となりうる加盟国に対して、協議を問いかけることである。招請を受けるか否かの判断は輸出国側にあることになる。(para. 7.34)

[協議開催義務]

13.1 条は、関連加盟国が実際に言及した協議の開催を義務付けるものではない。もし 13.1 条の下で、調査開始を考える加盟国が調査開始前に輸出国との協議開催を義務付けられるとすると、輸出国は協議拒否によって開始を実質的に妨げることができる。SCM 協定 13.3 条の文言も関連規定からの支持をみることができる。「協議に関するこの条の規定は、加盟国の当局が調査の開始に関する手続きを迅速に進めることを妨げることを意図するものではない。」この文言は、13.1 条が輸出国を協議に招請するか否かの考慮を加盟国に要求するものの、協議を開催することを求めるものではないとの解釈を支持する。しかし、招請は誠意を持ってなされねばならず、輸出国が招請を受け入れれば、調査開始を検討する加盟国は協議参加を拒絶できない。(para.7.35)

[協議招請時期]

<EC の主張>

協議招請のタイミングについて、EC は、13.1 条の義務が調査開始前のいずれかの時点での招請がなされる意味であると指摘する。協議招請は協議の開始前に意味ある形で開催されるように十分な時点で行われることを 13.1 条が規定する。(para.7.36)

義務は明示的ではなく、暗黙であり、13.1 条のテキストでの協議の言及された「狙い」という文言に、すなわち、申請内容の事情を明らかにし、相互に合意する解決をえるためということに由来する。言及された協議が開始後にしか行われなくなると、この「狙い」と協議自体の「有用な効果」が奪われる。(para 7.38)

<パネル認定>

パネルは、協議開催についての「黙示」の義務があるという EC の主張に同意しない。DSU3.2 条及び 19.2 条により、パネル及び上級委員会は加盟国の権利義務を増減させること

はできないことによる。

第 1 に、13.1 条の文言では、招請と協議対象となる調査の前に十分なインターバル期間がおかれねばならない要件はない。規定は、招請が「いかなる場合にも」調査開始前に行われねばならないとするが、特定のインターバルを定めていない。13.1 条の他の文言も異なる結論を容認しない。まず、13.1 条の冒頭では、協議招請の時間枠を設けているが、絶対的な縛りはなく、最低限の枠もなく、加盟国のシステムに関する枠となっている。「申請が受理された後できる限り速やかに」という文言には、それ自体、あるいは、「いかなる場合にも調査が開始される前に」協議招請を行うという要件とあわせて読んだ場合でも、協議招請以前に十分な時間をとらねばならない義務を示すものではない。第 2 に、13.1 条の最後では、協議の「狙い」を定義するが、協議のタイミングに言及したものではない。(paras.7.37-7.39)

13 条の他の規定も、開催される協議について十分な時間が与えられねばならないことは 13.1 条の要件ではないことを支持している。

- ① 13.3 条－13.1 条を含めた協議規定が「開始に関して迅速に手続きを進めることを加盟国に妨げることを狙いとするものではない」とする。この文言は、開始以前にある程度の最低限のインターバルが認められねばならないということの意味するわけではなく、SCM 協定が輸出国側の協議の必要性と迅速に手続きを進める輸入国の必要性とのバランスをとろうとしたことは明白である。
- ② 13.2 条と 13.3 条で言及される「協議の合理的機会を提供する」義務も、開始前に協議が開催される十分なインターバルを認める要件を提供するものではない。むしろ、これは、調査開始や調査を行う輸入国が協議を利用可能とする継続的義務を有することを意味する要件である。これに関しては、脚注 44 を特に参照する。脚注 44 は、「協議のための適当な機会を与えることなく肯定的な仮決定又は最終決定を行うことが認められないことが、特に重要である」とする。この脚注では、SCM 協定は、二つの調査段階に関する事前協議の機会の重要性を強調する。すなわち肯定的な仮決定又は最終決定の前である。脚注 44 が調査開始前に全く言及していないことは、SCM 協定が協議開催について調査前に十分なインターバルを要件としていないというパネル見解を肯定するものである。(para.7.40)

[SCM 協定の目的からの検討]

13.1 条では、協議目的を、(申請内容に関して)11.2 条に言及された事項に関する状況の明確化及び相互に合意した解決への到達とする。協議は開始前に行われれば開始決定に影響を与える可能性を持つが、調査開始までに開催されなければ、目的を全面的に欠くものでもない。開始後の協議中に、開始決定が依拠した事実と誤りがあることが明らかとなれば、SCM 協定 11.9 条により、調査終了義務が生ずる。EC は、このことを知っていた。これは、補助金付き輸出が国内産業に損害を与えている場合に加盟国が相殺関税措置をとる法的枠組みを与えるためである。協議規定が合意された解決を奨励するために使用されるメカニズムをなすのに

対して、調査及び措置の適用を迅速に進めることを妨げるものではないことが明らかである。
(para.7.41)

以上、パネルは、13.1 条が調査開始を考慮する加盟国に対して協議招請後に十分なイン
ターバルを認め、その上で協議開催を要件とするものではないと認定する。これを前提にして、
EC のこれ以上の主張の検討は行わない。(para.7.42)

メキシコによる SCM 協定 13.1 条義務違反の存在を EC は証明できなかった。(para.7.43)

C. 農業協定 13(b)(i)条

<EC の主張>

- ・ オリーブ栽培業者向け生産助成は、農業協定 6 条に合致する国内助成措置である。
- ・ 13(b)(i)条は、相殺関税措置に対しては 2 重の制限を設けている。①損害又はそのおそれの決定。これは確立の遅延に基づく措置をとることができないことを意味する。②調査開始時に妥当な自制を払わねばならない。メキシコはこの二つの要件を遵守しなかった。
- ・ 第一の制限について。実質的遅延の申請に基づく調査開始をすべきではなく、Fortuny の申請を却下すべきであった。
- ・ 第二の制限について。調査開始時に妥当な自制をしなかった。特に例外的に急いで調査に入り、開始前の協議を開催せず、国内産業について適切な調査時間をとらず、実質的遅延に基づく申請を実質的損害と混同した。
- ・ 妥当な自制行使の義務は、SCM 協定の通常調査開始基準よりも高い程度のものである。そうしないと本条が無意味となる。自制がなければ調査が開始されたであろう調査を阻止する効果を持つ状況がなければならない。(paras.7.45-7.48)

<メキシコの主張>

- ・ 自制は調査の禁止として解釈されるべきではなく、調査開始を許容する適切妥当な基準を採用すべきである。
- ・ 自制は調査開始以前の期間にのみ関連する。
- ・ 実質的遅延による申請に依拠した措置が自制により禁止されたとした規定は、SCM 協定にはない。
- ・ 調査は、広い意味での損害に基づき開始される。(paras. 7.49-7.50)

<パネル認定>

(a) 規定の適用可能性

実施期間は、会計年度で 2003 年度末までであることは当事者間で争いがなく、2004 年中に期限となる。調査開始日に争いがあるものの、実施期間内であり、13 条の適用終了前なので、本件では決定の必要がない。(paras.7.52-7.54)

(b) 農業協定 13(b)(i)条

13.(b)(i)条には、3つの法的要素がある。①パラグラフ(b)の柱書き。農業協定6条の規定に全面的に合致する「国内助成措置」には、サブパラグラフに規定された義務と除外が適用される。②サブパラグラフ(i)。SCM協定第5部により損害決定又はそのおそれの決定が行われる場合を除くほか、相殺関税賦課から対象産品を除外する。③サブパラグラフ(i)。妥当な自制が相殺関税調査に示される。この規定が適用されること及びメキシコのがこの規定上の義務を遵守していないことをECが立証する責任を負うので、本件国内助成措置が柱書き該当性を有するのか、サブパラグラフ(i)の規定をメキシコが遵守していないことをECが立証せねばならない。(paras. 7.55-7.56)

(i) 農業協定6条の規定に全面的に合致する国内助成措置

ECによるオリーブ栽培業者向け生産支援は、柱書きの国内助成措置に該当する。

(ii) 損害又は損害のおそれの決定が行われる場合を除くほか相殺関税賦課対象から除外される

ECの申立は、メキシコが本規定にない産業の実質的な確立遅延に依拠している点に義務違反があるとする。(para.7.60)

パネルは以下を認定した。

13(b)(i)条の損害は、実質的損害ではなく、損害と規定される。損害という言葉を定義した、SCM協定の脚注45がある。脚注45は、3つの損害要件を総称して損害という。よって、13(b)(i)条の損害には3つの損害要件が含まれる。(para.7.61)

次に、ECは、措置の賦課ではなく、調査開始に焦点を当て、措置の賦課には使えない損害要件に基づく調査開始は許されないとする。パネルは次のように判断した。確立遅延についてのECの立場を肯定しても、調査開始を関連づけて読むことは妥当でない。規定は、「税の賦課」に限定している。存在しない言葉を条約に読み込まないこと、考えられていない概念を挿入しないことが上級委の指針である。(para.7.62)

ECの条約解釈が認められた場合でも、事実問題としてEconomíaは、SCM協定脚注45に依拠して調査を開始し、実質的損害に依拠して決定を行っている。(paras.7.62-7.63)

よって、ECは、メキシコによる農業協定13(b)(i)条の要件不遵守を立証できていない。

(iii) 相殺関税調査の開始について妥当な自制が示されるものである。

「妥当な自制」を解釈した先例はなく、「妥当」と「自制」の通常の意味をまず検討した。信頼できる3つの典拠から、妥当な自制の通常の意味は、「自らコントロールし、用心し、慎重であり、遠慮していることを、適切に、常時、合理的に示していること」である。このような定義が13条全体の文脈や実施期間中の停戦条項を提供するという本規定の目的と整合的であるとパネルは判断した。(paras.7.66-7.68)

ECがメキシコの義務違反を立証しているか否かの判断のために、本件事実に上記基準を適

用する。EC は三つの理由を挙げる。①Economía が開始前に EC との協議を開催しなかったこと。②Economía が Fortuny 以外の国内生産者がいるか否かについて開始前に適切な調査時間をとらず、Fortuny の立場のみを勘案する姿勢であったこと。③Economía は、産業の確立遅延に依拠した申請を受け入れ、それを実質的損害の一つと取り扱ったこと。

パネルは、それぞれについて検討した。

① について。SCM 協定 13.1 条は、加盟国に開始前 13.1 条で言及された協議開催を義務づけていない。このこと自体は妥当な自制欠如の証拠とはならない。また、パネルは協議招請についてメキシコに 13.1 条違反がないと認定した。調査開始時点では、自己をコントロールし、遠慮をすることの欠如や、躍起となっているような証拠はない。

② について。自社がメキシコの商業市場で 100%シェアを持つという Fortuny 社による申請での主張に対して、Economía は、補足質問を行い、Fortuny 側からの回答を得ている(損害指標、生産能力、遊休状況、政府支援計画、世界のオリーブオイル市場、会計監査報告等々)。Economía は、上記データを他の独立した情報源からのデータと比較し、補強証拠となると認定している。上記プロセスに 4ヶ月が費やされており、その上で調査開始要件の充足を判断した。自己をコントロールし、遠慮するという姿勢が欠如しているとはいえないので、妥当な自制を行っていないとは認定できない。(paras.7.73-7.76)

③ について。Economía は、国内での同産業の古い成立から、申請レビュー時に確立の遅延に基づく調査開始が原則不可能と結論し、一般的な損害での調査開始を妥当とした。Economía は、SCM 協定脚注 45 の広い意味での損害に基づき調査を開始した。Economía は、申請者からの情報を得るためそして申請者の証拠では支持されない根拠での開始を回避するために開始を遅らせた。上記は、妥当な自制を欠くものではなく、EC は立証に成功していない。(paras.7.69-7.7.80)

D. SCM 協定 12.4.1 条

EC は、メキシコが秘密情報の秘密でない要約を利害関係者に提出させ損なっており、メキシコが SCM 協定 12.4.1 条の下での義務違反を犯している、と主張する。(para.7.82)

<EC の主張>

- ・ メキシコが、Economía に提出する秘密情報でない情報による要約版の提出の要請を関連当事者に行わず、当事者が SCM 協定 12.4.1 条の意味での例外的状況を援用することで秘密でない要約版を提供しない正当な理由を説明しなかった。(para. 7.83)

<メキシコの主張>

- ・ 関連当事者は 12.4.1 条に従って秘密情報の秘密でない要約版を提供した。
- ・ メキシコの法制度では、関連当事者の代表者が秘密情報にアクセスできる。従って、要約版がなくとも、12.4.1 条の義務と目的は充足される。(para. 7.84)

<パネル認定>

[秘密でない情報の要約版]

12.4.1 条は、調査当局が関連加盟国又は秘密情報を提出した利害関係者に対して記録のための情報の秘密でない要約を提出することを求めるように規定する。この要約は、提出された秘密情報の実質を適切に理解させるように十分詳細なものとする。

秘密が特定文書に関して主張されている場合には、文書の公開版は、単に秘密情報が削除されているだけでは、12.4.1 条の要件を満たさない。文書の残りの秘密でない部分だけでは、情報の適切な要約に当たるような除去される秘密情報の実質の適切な理解をもたらすに十分なものではない。

文書の公開版に残された情報がそれ自体で秘密情報の要約とするのに十分な場合には、追加的要約は不要である。しかし、SCM 協定が要約によって秘密情報の実体の適切な理解を与えることを求めているので、例外は限定的である。秘密情報を除去した要約文書の公開版の十分さは、ケースバイケースで決定されねばならない。(paras.7.86-7.88)

[例外]

12.4.1 条は、特定の情報は要約不可能である例外的な状況があることを認める。例外的状況では、要約不能である理由説明が必要である。秘密を主張する利害関係者の義務とともに、調査当局に対しても説明を行う義務が課されている。この点は、アンチダンピング協定(6.5.1 条)に同様の規定があるとした各種パネル認定と整合的である。同協定 6.5.1 条に関して適用される理由が SCM 協定 12.4.1 条についても説得的で適用可能であると思われる。

12.4.1 条によれば、理由説明は、例外的状況のみに秘密でない要約を代替する。例外的という文言使用は、秘密情報が通常は要約可能であるという起草者の思考を意味する。関連加盟国及び当事者は、要約が提供できない説明をしなければならない。

メキシコ-鋼管事件パネルは、アンチダンピング協定の同様の規定(6.5.1 条)の文脈で要約が不可能という主張を評価する際の調査当局の義務を検討した。パネルは以下のような結論に至った。

「情報を秘密として取り扱う義務を超えて、秘密の要請が正当であると調査当局が判断した場合に生ずることを規律する明示の規定はない。6.5 条も 6.5.1 条も調査当局が秘密情報を要約できないとする当事者の主張に関してどのように決定を行わねばならないのか、又は、どのようにして調査当局がその問題についての決定を通知しなければならないのかに関する明示の義務を示していない。」

12.4.1 条は、要約を作成できないという主張に判断を加えるメカニズムを持たないものの、同条は評価の基礎となる明確な指標を提供しているため、本パネルはメキシコ鋼管事件パネルとは異なる見解をとる。調査当局は、秘密情報の要約が作成できない理由を検討し、理由が例外的状況に当たるか否かを検討するものである。関連加盟国又は当事者が例外的状況を示した範囲を検討して、調査当局は両者が要約を作成できないか否かを決定できる。

(paras.7.89-7.92)

[メキシコの秘密情報アクセス制度]

本件では、要約が作成されなくとも、秘密情報へのアクセスを利害関係者の代表に提供するシステムが SCM 協定 12 条の義務と目的を達成するか否かという問題も提起されている。

同様なメキシコの主張は、メキシコ-鋼管事件パネルで却下されている。本パネルは、同パネルと同意見であり、メキシコの主張を支持するものは SCM 協定 12.4.1 条にないと判断する。我々は、メキシコ鋼管事件のパネルの以下の判断を採用する。

「限定的な開示システムが本条項[SCM 協定 12.4.1 条]によって規定されており、本条項の下での加盟国の義務履行を補完するものとなりうるけれども、特定の条件を充足する個人に対して全ての秘密情報への限定的なアクセスを許容することが、情報を秘密とする正当化を義務付けられる調査当局の義務、かつ、もし秘密と取り扱うことを正当化されるとしても、秘密情報の秘密でない要約版の提出を求めそうでなければ特定情報の要約ができないことの正当化を求める調査当局の義務からの逸脱を許容し、もしくは置き換えたりする規定は本条項にはない。」

今回提出された書面では、メキシコは、メキシコ-鋼管事件のパネル報告書が 12.4.1 条の義務をメキシコのアクセス制度が充足するとの立場を支持すると主張する。しかし、上述の認定に依拠して、本件パネルは、メキシコによる説明を受け入れない。メキシコ鋼管事件パネルは、メキシコがアンチダンピング協定 6.5.1 条に違反していないと最終的に判断したものの、アクセス制度についてのメキシコの主張を受け入れていない。(paras.7.93-7.95)

[メキシコによる秘密でない情報による要約版の請求の有無]

メキシコが、SCM 協定 12.4.1 条の要件を満足させる秘密でない情報による要約を要求したか否かも問題である。パネルは、メキシコに対して特定の文書の提供を要求し、請求された文書はパネル及び EC に提出された、秘密情報を含む提出文書の公開版が存在した。公開版は、秘密情報全てを削除したオリジナル文書からなっている。これらの文書には、削除された秘密情報の要約は全く含まれていない。

12.4.1 条は、文書提出者が秘密であると主張した情報の要約版を提供することを求めている。この要約は、情報の実体の適切な理解を提供するのに十分でなければならない。メキシコは、秘密情報がないだけの要約が提供されていることは争っていない。メキシコの主張は、文書の公開版が 12.4.1 条の要件を満たす秘密でない情報の要約であるという点にある。メキシコは以下のように述べる。

「括弧書きで空欄にされているのは数字や言葉やセンテンスに限定されるが、これらの数字や言葉を見ることができなくとも、秘密でない情報による要約が秘密として提供された情報を適切に理解するためには十分である。」

公開版についてのメキシコの主張は受け入れられない。特定の場合に、秘密でない情報を検討することで削除された情報の適切な理解に到達することもあり得るが、本件はそれには当た

らない。特定文章から包括的な削除と削除された情報の要約の欠如から、調査当局が関連加盟国や関連当事者に対して、12.4.1 条に合致するように秘密として提出された情報の実体の適切な理解を可能とするに十分な秘密でない情報による要約を要求しなかったと認定する。(paras.7.96-7.98)

[例外]

文書を提出した当事者が例外を援用するか、及び、要約不提出の理由説明が行われているか、を検討する。EC は、当事者が例外的状況を援用していないというが、パネルは、記録によるとある利害関係者が、すなわち Fortuny と Ybarra が、Economía に対する情報提供の際に、秘密情報が要約できないことを主張している。

本件のような一般的声明は、12.4.1 条の求める理由説明には当たらない不十分なものである。本件では、秘密情報の取り扱いについての包括的請求を含む文書はなく、秘密であるとされる特定の様々な情報の要約を不可能とするものであるとするようなものではない。これらの文書は、例外的状況の存在について Economía が結論づけるような根拠となるものではない。(paras.7.99-7.101)

以上のような理由で、パネルは、メキシコが 12.4.1 条に違反すると結論する。(para.7.102)

E. SCM 協定 12.8 条

EC は、Economía が関連加盟国及び関連当事者に対して規定で要求されている確定的措置の適用についての決定の基礎となると思慮される重要な事実を通知しておらず、メキシコが 12.8 条の義務を遵守していないと主張する。(para.7.103)

<EC の主張>

- Economía が SCM 協定 12.8 条で規定されている確定的措置を適用する決定の理由となる考慮した重要事実を利害加盟国や利害関係者に通知していない。
- 上記は、12.8 条の下での義務違反である。
- 仮決定は重要事実の開示については不適切である。その機能を果たすものではないとの理由である。(para.7.104, 7.106)

<メキシコの主張>

- 開示がなされていないことには不同意である。Economía は仮決定で要求された開示を行った。
- 仮決定以降新しい重要情報が収集されていないので、追加開示は不要である。
- 仮決定後 Fortuny に対して行った検証では、既提出情報を確認したのみであり、新しい重要情報を得たわけではない。
- 12.8 条の要件は事件の事実に依拠して様々な形で満たされる(アルゼンチン・セラミックタイ

ル事件)。(para7.105)

<パネル認定>

[前提]

EC が申し立てた違反の一応有利なケースの立証責任を負担する。本件については、当事者間での主要な不一致点が、事実、すなわち *Economía* の仮決定が 12.8 条に規定された重要事実を示す要件を満たすか否かである。メキシコは、*Economía* が関連加盟国及び当事者に対して特定の準備された重要事実文書を提供したと主張しているわけではなく、12.8 条の義務履行のため仮決定を使用したと主張する。EC は、仮決定の不存在を主張するのではなく、12.8 条が別の重要事実文書の提供義務を課すと主張しているわけでもない。EC は、仮決定が 12.8 条の要件を満たしておらず、その理由は、仮決定がその機能を果たすものではなく、事実に関する証拠が仮決定後にも収集されており、そのうちの幾つかは新たな重要事実に当たるものである、とする。

仮決定が重要事実の適切な開示ではない理由が、会社特定の秘密情報が公開文書には示されておらず、仮決定は暫定的措置の正当性を示すものにしか過ぎず、新しく変更を受けた重要事実を追加する仮決定後の更なる事実調査が行われたからであるとする。EC は、仮決定が法律問題として、12.8 条の開示要件を絶対に満たさないというわけではなく、本件調査では、仮決定がこの目的を果たすものであることを当事者に通知されず、12.8 条により求められる当事者の利益を擁護する機会を失わせた点に、法的な誤りがあったと主張する。メキシコは、以前のパネル、とりわけアルゼンチン・セラミックタイル事件パネルが、12.8 条の開示が仮決定を通じて行われたことを明確にし、本件調査でもこれで十分であり、仮決定と最終決定の間で変更された重要事実はないからであるとする。この主要による問題は、オリーブオイル調査における仮決定が 12.8 条の開示義務を満足させていないことを EC が立証したか否かである。(paras.7.108-7.109)

[重要事実の意義]

パネルは、分析を 12.8 条における重要事実の通常の意味の検討から開始し、グアテマラ・セメント II 事件のパネルの重要事実とは記録上の事実ではないことに同意する。12.8 条の平易な文言から、重要事実とは、確定的措置を適用するか否かを決定するために基礎となる特定事実であることが明らかである。換言すると、確定的措置の適用のためになくてはならない三つの必須の要素すなわち補助金、損害、因果関係についての当局の最終認定と結論を基礎づける事実である。アルゼンチン・セラミックタイル事件パネルの認定が必要な開示を行う手段の可能性の一つであるが、これは全てのケースに当てはまるわけではない。とりわけ、新しい重要事実、すなわち補助金、損害、因果関係に関する当局の認定を変更させる事実とは、仮決定後に記録に組み込まれている場合には、その決定は当然に 12.8 条の開示を満たすものではない。(para 7.110)

[仮決定と重要事実の開示]

EC は、仮決定を通じての 12.8 条の開示の可能性を争っておらず、本件では仮決定が事実について開示のためには十分なものではなく、Economía が仮決定後に事実に関する資料を大量に取得しており、それには Fortuny の検証をも含むものであった点を争う。特に、EC は三つの文書に言及する。それらは仮決定後に提出され、Fortuny に関する実質的データを含むとされる。EC は、メキシコが秘密情報を隠して提供したので、これらが重要事実当たるか否か確たることがいえないが、この中には、重要事実該当しない情報はないとは想像しがたく、12.8 条の開示機能を仮決定が果たすことを関連当事者は知らされていなかった、と述べる。

12.8 条によると、Economía は、当事者に対して、仮決定が 12.8 条の開示機能を果たすものであることを通知すべきであり、EC は適正手続き問題としてこれを取り上げた。EC は、仮決定がその機能を果たすことを関連当事者が知らされていなかったため、そこに含まれる重要事実に関する利益擁護の機会を失ったと主張する。しかし、調査記録は、この主張を支持しない。対照的に、最終決定は、仮決定後の調査期間の様々な場面で、仮決定に関するものを含めた当事者の見解を示す機会が与えられていたことを確認している。これらの場面については、最終決定の 29 から 69 頁で要約されているが、Economía と特定当事者の技術会合、仮決定に関する議論と証拠の書面での提出物についての Economía の電話等々がある。

EC の主張は、関連当事者が仮決定自体について見解を表明する機会を持たなかったということにあるのではなく、12.8 条による重要事実の開示文書の外観で仮決定に関しての見解を表明する機会を失ったことにある。仮決定で示された事実が補助金、損害、因果関係の仮決定の基礎であることを仮決定が示していること、当事者が仮決定後に希望する証拠や主張を行うことができる十分な機会があったことを前提とすると、重要事実に関する関連当事者の利益擁護の機会が拒絶されたことを、EC が証明したとは考えられない。(paras.7.111-7.113)

事實的側面については、新しい重要事実が仮決定後に Economía によって取得され開示されていないという主張がある。EC が主張当事者であるので、本件調査の特定の記録事実において仮決定で開示されず、補助金、損害、因果関係に関して最終決定で Economía が依拠した重要事実があることを確認する責任を EC が負う。

第二回目の提出書面で、EC は、仮決定後に Economía に提出された幾つかの文書を示し、重要事実が含まれていると主張した。しかし、EC は、その文書の情報に依拠した最終決定で特定の決定を主張していない。仮決定には含まれないものの、最終決定の基礎をなした特定の重要事実についてパネルが EC に直接質問した回答では、EC は、記録の特定事実に言及せず、膨大な文書に言及した簡単かつ一般的な主張のみを行い、新しい事実が仮決定と比較して最終決定で鍵となる要素に関して Economía の決定の基礎を変更したという立証を試みなかった。我々は、EC が SCM 協定 12.8 条により求められた重要事実の開示を Economía が行わなかったとする一応有利な事件を立証していないと認定する。(paras.7.114-7.115)

以上のような理由で、EC はメキシコが SCM 協定 12.8 条の義務を遵守しなかったことを立証していない。(para.7.116)

F. SCM 協定 11.11 条

EC は、メキシコが SCM 協定 11.11 条違反を犯し 1 年以内に調査を終了せず、調査開始後 18 ヶ月を超えることはないことを守らなかったと主張する。(para.7.117)

<EC の主張>

- ・ 調査が 24 ヶ月超で終了したので、SCM 協定 11.11 条の義務は遵守されていない。
- ・ 11.11 条は、調査期限の絶対的な制限をおいている。(para.7.118)

<メキシコの主張>

- ・ 調査は、18 ヶ月を超えてはいない。
- ・ 11.11 条の目的は、当事者を不当な遅延や放置から保護することであり、遅延は、当事者からの延長要請や、Economía が調査の遅い時期に追加情報を請求したことが原因である。
- ・ 調査の遅延は、11.11 条の目的を逸脱していない。(para.7.119)

<パネル認定>

[11.11 条の意義]

11.11 条に規定された要件は明確で疑いようがない。この規定は、一般原則からはじまっており、調査は 1 年以内に終結しなければならない、そして限られた条件付き例外が規定される。とりわけ、特別な場合には調査は、延長されうるが、18 ヶ月を超えてはならない。この規定では (SCM 協定の他の規定においても) 調査を 18 ヶ月を超えて延長することはいかなる理由でも根拠がなく、当事者の請求がある場合を含めてそうである。(para.7.121)

本件では、正確な開始日について争いがあり、本件調査が 11.11 条において規定された最大 18 ヶ月を超えることを否定していない。上記認定では、開始日が 2003 年 7 月 17 日である。調査の総期間は、24 ヶ月以上であって、絶対的な最長期間 18 ヶ月を超えている。

本件での調査は、開始後 18 ヶ月を超え、11.11 条がいかなる場合でもかかる延長を許容していない。メキシコは SCM 協定 11.11 条の義務を遵守していない。(paras.7.122-7.123)

G. SCM 協定 1 条及び 14 条

EC は、メキシコが、SCM 協定 1 条及び 14 条に違反すると主張する。SCM 協定 1.1 条による受領者に与えた利益を計算し損なっており、個々の事例について計算方法を適用するに当たって透明性を持ってかつ適切に説明し損なっており、SCM 協定 14 条に違反する。(para.7.124)

<ECの主張>

- ・ SCM協定 1.1 条により受領者に供与された利益を計算していないこと、個々の事例に方法を適用する場合に透明性を持って、かつ適切に説明していないこと、によってメキシコは 1 条及び 14 条を遵守していない。
- ・ メキシコは、オリーブオイル生産のためオリーブオイル栽培者の受け取った利益がメキシコ向けオリーブオイル輸出業者に移転された範囲を決定するために転嫁分析を行っていないので 1 条及び 14 条を遵守していない。
- ・ 転嫁分析が求められる場合。①オリーブの単純破碎により生産されたオイルが最終輸出品のインプットである。②相殺関税対象者が補助金の最初の受益者とは無関係で、製品が当事者間での公正な取引の対象である。
- ・ 二つの条件のうち第二のものだけが満たされている場合でも、転嫁分析が適用される。
- ・ メキシコに輸入されたオリーブオイルが補助金を受けていたかが問題である。
- ・ GATT 中には補助金と産品との関係を示す規定がほとんどなく、GATT6 条 3 項の規定はあるが、EC は援用していない。EC は、1 条と 14 条を援用する。

<メキシコの主張>

- ・ 転嫁分析は不要である。
- ・ SCM協定計画は輸出対象産品の生産への直接的補助金である。
- ・ 調査は、インプット産品への調査ではなく、オリーブオイルの調査なので、調査当局は転嫁分析による拘束を受けない。
- ・ 調査対象商品は全ての形態のオリーブオイルである。
- ・ EC 規則とその修正により補助金対象はオリーブでなく、オイルであることが明確化された。
- ・ 米国・カナダ産ポーク事件と米国・軟材IV事件の転嫁分析は本件には適用されない。
- ・ ECの援用した SCM協定規定は転嫁分析を行う義務を含まない。
- ・ 1 条は、補助金の存在や転嫁分析を行う必要性の妥当な説明を行う義務を含まない。
- ・ 1 条は、補助金存在の概念を確立する。
- ・ 14 条の規定も転嫁分析の義務を含まず、利益計算に適用される指針を示すだけである。

<パネル認定>

(a)補助金利益の転嫁 (Pass-through)

(i)WTO 法における転嫁分析

[先例]

相殺関税調査で転嫁分析を行う義務について WTO 法の基礎の確認から分析を始める。過去の二つの紛争で問題となった、1947 年ガットの下での米国・カナダ産ポーク事件と米国・軟材IV事件上級委員会事件である。両紛争では、ガット 6 条 3 項が調査当局に対し、相殺関税

調査の際に特定の事実のある場合に転嫁分析を行うことを義務づけていることを確認し、軟材 IV 事件では、パネルと上級委員会は SCM 協定 10 条の脚注 36 で同じ要件を認定した。(para.7.130)

[カナダポーク事件]

米国・カナダポーク事件は、カナダ提起の 1947 年 GATT6 条事件である。米国は、カナダの生鮮冷凍ポーク輸入品に相殺措置を適用し、調査対象となった補助金がカナダの豚生産者に提供されたものであった。米国は、豚生産者への補助金の 100% がポーク生産者に転嫁されたという結論に達した。補助金はポーク生産者ではなく豚生産者に給付され、両者は垂直的には統合されてはいなかった。むしろ両者は、無関係な会社からなる二つの産業であった。当時の米国法の下では、原料農産物生産者に給付された補助金は、原料から生産される加工品生産に関して給付したものと見なされ、原材料の需要が加工製品の需要に実質的に依存しており、加工過程が原材料に限られた付加価値しか追加しない場合にその様に扱われた。

カナダは、米国の措置が 1947 年 GATT6 条 3 項と整合的ではなく、米国法のものでのアプローチが輸入産品であるポークに関する補助金総額を正しく算出していないと主張した。カナダの主張は、米国のアプローチが相殺関税を産品への補助金総額を超えて課税されることはないとした 1947 年 GATT6 条 3 項の規定に矛盾するというものであった。

米国カナダポーク事件パネルは、1947 年 GATT6 条 3 項が相殺関税額をかかるとする製品の生産に直接又は間接に給付された補助金額に限定するとノートし、米国が輸入ポークに相殺関税を適用できるのは、補助金がポーク生産に与えられていると認定した場合に限定されると認定した。この点に関して、パネルは、米国法の下での 2 段階基準の適用が、かかる決定にはあたらないとした、というのもそれは、GATT6 条 3 項の要件と合致するために必要な事実を勘案していないからである。パネルの根拠は、ポーク産業と豚産業が別々であって、関連なく活動しており、豚生産者向け補助金がポーク生産者に付与されたと考えることができるのは、ポーク生産者が豚購入用に支払った価格水準を、他の利用可能な供給源からの豚購入のために支払わねばならなかった金額以下に減額した場合のみであるということになる。米国の 2 段階基準がこの問題を解消しなかったため、パネルは、それが 1947 年 GATT6 条 3 項の要件を満たしていないと認定した。(paras.7.131-7.133)

[軟材 IV 事件]

米国軟材 IV 事件も同様な問題を扱った。本件では、米国は、輸入軟材に相殺関税を適用し、立木の伐採、すなわち原軟材生産のインプットとして使用される建材の生産への補助金に依拠したカナダからの産品についてのものであった。とりわけ、立木伐採業者が政府により提供された財、立木についての適切な報酬を下回る支払いという事実から生じた補助金であった。立木が伐採された時点で、建材の幾分かは、製材所で軟材に加工され、他には更に加工されて再生材となった。米国は、立木補助金を相殺するために再生材を含めた輸入軟材に相殺措

置を提供した。

カナダは、米国が立木補助金を相殺関税の対象となった原軟材及び再生材の生産者に転嫁されたと分析かつ決定することによって不当な扱いをし、米国が SCM 協定 10, 19, 32 条及び 1994 年 GATT6 条 3 項に違反すると主張した。

パネルは、10 条についてはカナダ勝訴の認定をし、結果的に SCM 協定 32 条、そして 1994 年 GATT6 条 3 項についても同様であった。建材の生産者が建材を原軟材に加工する製材所とは関係がなく、再生材生産者が軟材の原料を購入した生産者である軟材生産者とは関係がない状況にあった。パネルは、インプット生産者が軟材生産者と関係がある場合には転嫁分析が要求されるとした(すなわち、生産が垂直的に統合されている場合)。パネルは、カナダの 19 条の主張は訴訟経済を理由に取り扱わなかった。

上級委員会は、インプット生産者に給付された補助金が存在し、相殺関税調査対象の輸入産品が補助金を給付されたインプットを使用する補助金とは無関係な生産者によって生産された下流産品である場合には、SCM 協定 10 条と GATT6 条 3 項が転嫁分析を必要とするというパネル認定を支持した。

上級委員会は 6 条 3 項から分析を開始した。インプット産品に供与された補助金が下流の輸入産品に流れ込んだか否か、その額はどうかを認定することなしには、加工産品に生じた総補助金額を超えて相殺関税が課税されたか否か決定することはできないと判示した。SCM 協定 10 条脚注 36 における相殺関税の定義によってこの解釈が支持されるとした。すなわち、相殺関税は、商品の製造、生産又は輸出に直接間接に付与される補助金を相殺する目的で賦課される特殊関税である。

上級委員会は、補助金が輸入産品の生産に用いられるインプット産品の生産に付与されており、インプット産品の生産者が輸入産品の生産者とは無関係な場合には、輸入産品への相殺関税は、インプット産品への補助金が輸入産品に移転した範囲を決定する分析が行われなければ、補助金総額を超えていないことを立証したことにはならないと認定した。転嫁分析を欠く場合には、1 条の補助金定義の必須の要素が加工産品に存在することを示せず、インプット補助金を相殺するために加工産品に相殺関税を賦課する権利は GATT6 条 3 項によっては確立されず、結果的に SCM 協定 10 条及び 32.1 条によらないことになる。ここで上級委員会は、米国カナダポーク事件のパネル認定を引用し、補助金がポーク生産に与えられたと決定された場合にのみポークの輸入への相殺措置を適用できるとしており、米国による特定の EC 産品への相殺措置事件での上級委員会裁定も引用し、GATT6 条 3 項は SCM 協定 10 条と結びついて相殺関税徴収前に調査当局は調査対象産品に帰される補助金の正確な額を確定せねばならないことを要求する。

米国軟材 IV 事件で、上級委員会は、補助金がインプット産品に供与されている全ての場所で転嫁分析を行う義務があるわけではないと強調した。インプット生産者と輸入加工産品生産者の関係にもよる。インプット生産者が軟材生産者である場合には、転嫁分析は必要ない。立木伐採者が自身の製材所を所有せず、無関係な製材所に原料建材を売却している場合には、

上級委員会は、加工産品に流れこむ立木補助金額を確定するために転嫁分析が必要であるというパネル認定を支持した。最後に、上級委員会は、建材の形でのインプットが製材所によって無関係な建材生産者に販売された場合に、転嫁分析が必要であるとしたパネル認定を覆した。建材インプットと再生産材産品が相殺関税調査対象の輸入産品であったからである。製材所と再加工業者が無関係であるという事実は、転嫁分析を要求する事実としてはそれだけでは十分ではない。製材所によって生産された建材と再加工業者によって生産された再加工材が調査対象の輸入材なので、上級委員会は、転嫁分析が要求されないと分析した。(paras.7.134-7.140)

[リード・ビスマスII事件、EC産品相殺措置事件]

米国のリード・ビスマスII事件及び特定のEC産品への相殺措置事件は、ポーク・軟材両事件とは全く異なる事実状況にあり、無関係な当事者間での補助金利益の移転問題を取り扱った。国営企業の民営化過程で、企業が過去に受け取った補助金からの利益の計測についての民営化の効果に関するものであった。両事件ともに、SCM協定10条、19.1条、19.4条違反が認定され、リード・ビスマスII事件ではSCM協定21.2条とGATT6条3項違反が、EC産品相殺措置事件では、SCM協定14条違反が認定された。これら全ての規定で違反が認定されたのは、新しい所有者が会社についての公正な市場価額を支払った事実があったにもかかわらず、過去の補助金の効果が継続して存在し、民営化後も新会社所有者に全面的に移転したと考えたからである。米国は、補助金の存在の継続を認定せず、民営化会社による輸入品に相殺関税を不当に賦課し続けたと認定された。(para.7.141)

[転嫁分析を必要とする条件]

軟材IV事件とポーク事件は、二つの条件を満たす場合に転嫁分析が必要であることを確立した。

- (1)補助金が、調査対象加工輸入産品のインプットである産品に供与されている。
- (2)相殺関税調査対象の輸入産品の生産者とインプット生産者が無関係である。

転嫁分析を行う義務は、GATT6条3項及びSCM協定10条より生ずる。軟材IV事件上級委員会が述べるように、6条3項により、加盟国は相殺される加工産品に転嫁されていないインプット補助金額を相殺するために税を賦課することができない。公正市場価額で民営化された国有企業への補助金の場合も、調査当局は、過去の補助金のどれだけの部分が民営化後に存在し続けるか否かを決定する調査を行わねばならない。後者については本件と無関係であるので、本件ではインプット補助金に焦点を当てる。

軟材IV事件とポーク事件の法理は、調査対象輸入産品の生産系列中における無関係な会社間での公正な取引がある場合には、転嫁分析が行われねばならないというECの主張を支持しない。対照的に、上述したように、軟材IV事件では、上級委員会は、インプット産品と加工産品が相殺関税調査対象産品であれば、それぞれの産品の生産者が無関係で、公正な取引

が行われているとしても、転嫁分析が必要でないとした。もし、本件が無関係な会社間でインプットの公正な取引が行われているとしても、補助金の受領と商品の輸入の間のいずれかの段階での調査対象産品を含む会社間での公正な取引の存在だけでは、GATT6 条 3 項及び SCM 協定 10 条の下での転嫁分析を行う義務を発生させるものではない。(paras.7.142-7.143)

SCM 協定と GATT6 条 3 項が産品の製造、生産輸出に与えられた補助金の相殺措置の適用を許容している。単純な仮設例として、補助金が相殺関税調査の範囲内で産品の生産者に直接的に供与されている場合には、無関係な会社への最終的な産品販売が当該産品の生産に関して供与された補助金があるという事実によつてどのように影響を及ぼすかは解らない。転嫁分析が調査対象産品に関連する無関係な会社間での取引がある場合には常に行われなければならないという主張は、補助金が調査対象産品に直接的に供与されている場合には全ての相殺関税調査で転嫁分析が行われなければならないことを意味する。そこで、この点について EC の主張を検討する。(para.7.144)

(ii)SCM 協定 1.1 条についての EC の主張

[EC の主張]

EC は、先例とは異なり転嫁問題を SCM 協定 1 条と 14 条に依拠した。パネル設置請求では、GATT6 条 3 項や SCM 協定 10 条には全く言及がない。パネルへのサブミッションや質問への回答では、EC は、SCM 協定 1 条及び 14 条に基づき転嫁を主張した。それ故に、EC の転嫁主張をもつぱら援用された規定の下で検討する。このことはパネルには新規な法的議論を強いることになる。相殺関税調査における転嫁分析を行う義務は、SCM 協定 1 条及び 14 条で見いだせるのか。(para.7.145)

EC の転嫁主張は、1.1 条の補助金定義とりわけ(b)の利益に依拠している。メキシコが転嫁分析を行っておらず、本件調査の事実では転嫁分析を行うべきであり、転嫁分析を行わなかったことは 1.1 条の利益要件に反し、それは転嫁概念がもっとも密接に結びついている補助金定義の要素は利益の要素であるからである。EC は、14 条の文脈でも利益を引用しており、この規定が受取人への利益の観点から利益の計算を行い、かかる計算が商業的現実に基づかねばならない、それが転嫁概念の基礎である、と述べている。

EC は、パネルが第一回第二回会合で勧誘したにもかかわらず、1 条と 14 条が転嫁分析を要求するかに関する法的議論を明確化しなかった。とりわけ、EC は、引用した規定の法的分析とどのような形で転嫁義務分析が 1 条と 14 条にあるのかに関して、ウィーン条約や過去の判例法、規定のテキストなどに基づき詳細な法的議論を説明するように求められた。EC は、明示的ではない黙示的な要件と回答し、ウィーン条約が黙示の要件に関しては使用が限定されていると回答した。過去のケースに関しては、EC は、軟材 IV 事件における主張が 1 条や 14 条以外の他の規定に基づいており、カナダ・ポーク事件では GATT に依拠していると述べる。EC は、

EC の特定産品への相殺関税措置を引用し、それが異なった事実状況に関することは知っており、しかし、それにもかかわらず利益が関連産品の生産者に供与されねばならず、14 条違反が認定されるという主張に依拠するので、関連すると述べた。

1.1 条の分析では、SCM 協定の下での一般原則として、もし調査対象措置が 1.1(a)条の意味する資金面の貢献を含むが、1.1(b)条の意味での利益が与えられていなければ、補助金は存在せず、相殺関税は賦課されない。調査対象措置への相殺関税の適用は SCM 協定 1.1 条違反となる。

しかし、EC は、利益がなく、1.1 条の意味での補助金がないと主張していない。むしろ、メキシコがオリーブオイル輸出業者に直接的に与えられた補助金の利益額を適切に計算していないという主張になっている。(paras.7.146-7.150)

[1.1 条と転嫁分析の関係の有無]

1.1 条は、補助金概念を定義する。この規定の解釈問題は、利益が存在するか否かそれ故補助金の有無である。利益額が相殺関税調査において計算される方法に関しては 1.1 条には、言及がない。

1.1(b)条は、調査で特定の受益者に帰属する利益額を正確に計算する規定を設けていない。特定 EC 産品事件での上級委員会認定にも同様な指摘が見られる。1.1(b)条では、利益が異なった受益者に生じうるもので、補助金は直接間接に産品の生産、製造又は輸出に付与されうるものであるとする。補助金が付与された利益の特定の受益者を確認したり、特定の方法を確認したりすることは、利益が生じているそれ故補助金が存在するという、1.1(b)条の意味での認定のためには、不要である。(paras.7.151-7.152)

以上の分析に基づき、パネルは、SCM 協定 1.1 条は、相殺関税賦課のために利益総額がどのように計算されねばならないのかに関する要件を含むものではないとする。それ故、EC は、オリーブオイルの転嫁分析を行わなかったことでメキシコが SCM 協定 1.1 条の義務を遵守しなかったことを証明していない。(para.7.153)

(iii)SCM 協定 14 条に関する EC の主張

EC による SCM 協定 14 条についての主張は以下のものである。パネル設置請求では、Economía が個々の事例に計算方法を適用するに当たって透明性を持って実施せず、適切に説明しなかったため、14 条に違反する、というものである。手続き中で EC はこの主張の根拠を説明した。転嫁問題に関して、EC は、とりわけ Economía が 14 条に従って受益者に生じた利益をどのように計算したかを説明せず、実体的な違反申立が問題点の説明や公表の失敗と結びついている場合に WTO 紛争処理組織の慣行に従えば、EC は実体的義務違反に集中し、オリーブオイルの輸入が受けた補助金額を計算する場合の転嫁問題の検討の失敗という点が実体的義務違反である。ここから、EC の議論は、Economía が、必要にもかかわらず転嫁分析

を行わなかったので、調査対象製品の補助金額をどのように計算したかの説明を適切に行わなかったというものである。(para.7.154)

[14条の要件]

14条は補助金総額計算方法に関するものであり、三つの基本要件を規定する。第1は、立法的枠組みで行わねばならないこと。第2は、特定ケースへの法の適用でなさねばならないこと、第3は、政府の資金面での貢献についての4基本形からの受益者の利益を決定する方法についての一般的ガイドラインでなさねばならないこと。

第1の要件・・・これについては検討しない。

第3は、・・・この要件は本件では関係がない。14条には含まれない形態のもの。ECもこの問題を援用していない。これ以上扱わない。

第2は、ECが援用する。パネルは、メキシコに転嫁分析を義務づけることが規定では見受けられないとする。上述のように、パネルは、ECの申立は、転嫁分析が必要な場合に *Economía* がそれをしなかったことで計算方法の適用が透明性を欠き適切に説明されていないことを意味するものであると理解している。(paras.7.156-7.159)

[ECの主張]

ECは、特定の文言に言及する。市場での価格と供給への調査対象補助金の経済的効果についてのものであり、特に輸出業者に経由のもので、*Economía* の仮決定の117から118までで示されており、*Pass-through Mechanism* という題が付されている。これらが透明性についての主張の中でECによって言及された最終決定の唯一の特定部分であり、ECの言いたいところは、これらの文言が、調査における転嫁問題の *Economía* による分析と検討の全体像に当たるということである。ECによれば、これらの文書は、転嫁問題に関する計算方法を透明かつ適切に説明しておらず、単なる主張であって、真実であったとしてもどれだけの補助金が輸出業者に転嫁されたかを説明していない。(para.7.160)

[*Economía*による最終決定の検討]

最終決定は、ECがほんの少ししか引用しなかったよりも遙かに多くの調査対象補助金計画の性格や *Economía* の分析についての情報を含んでいる。ECの主張のように *Economía* が調査で当事者から提案された転嫁問題に関して受益者への利益計算を適切かつ透明に説明したか否かを明らかにするために関連問題を検討する。

補助金計画の性質を扱った箇所から検討を始める。最終決定によると補助金計画は、欧州経済共同体理事会規則136/66号で規定されている。

最終決定は、調査で当事者から *Economía* に提供された補助金計画の運用について説明している。

ECによって与えられた補助金がオリーブオイルに対するものであることは疑いがなく、オリ

ブオイルは本件調査対象である。これは不正確な解釈や翻訳の問題ではないことも疑いが無い。同時に、当局は EC 規則では、本件調査対象ではないテーブルオリーブを支援するために適用される一部の援助があったことも確認した。

最終決定の、Pass-through Mechanism と題された部分では、当事者の主張と Economía の認定を転嫁分析が本件で必要とされるか否かに関して検討している。検討は、決定のパラグラフ 105 から 118 にある。軟材 IV 事件で要求されたタイプの転嫁分析が本件では必要なく、その理由は、本件ではメキシコに輸出される最終加工製品へのインプットに対する補助金がないというのが、Economía の結論である。

最後に、最終決定は、パラグラフ 119 から 180 で、単位あたりの補助金額を計算する Economía の手続きと分析を述べる。当事者の意見と Economía の関連する結論が示されている。(paras.7.161-7.167)

[まとめ]

SCM 協定 14 条の援用部分で転嫁分析に関する義務を示したものは無い。義務があったとしても、Economía がそれを遵守しない行動をとったと認定できる理由が無い。審査基準に関連して、パネルは、補助金の性格や運用に関して利用可能な記録上の証拠を注意深く検討し、Economía が最終決定で示した証拠に基づいて行った結論を検討した。パネルは、本件調査対象の補助金プログラムがオリーブオイル生産向けオリーブ栽培業者支援のためのものであるという Economía の結論は、記録の証拠に基づく妥当なものであると思慮する。これに関しては、パネルは、最終決定の文言自体が、オリーブ生産者がオリーブをオリーブオイルに加工することが証明された範囲でのみ援助を受け取ることができると規定し、自らのオリーブを使ったオリーブオイルの実際の量に応じた分だけ支払われることをノートする。最終決定は、調査対象当事者が同様にプログラムの運用を説明したことも明言する。EC による WTO への届出が国内助成措置の対象製品としてオリーブオイルに言及するという事実について最終決定で言及されていることもノートする。加えて、最終決定は、補助金対象製品がオリーブであり、オリーブオイルではないと主張した当事者がいることを示しているが、この主張を支持する実際の証拠を当事者が提出したことを示したものは無い。転嫁問題に関して対応した当事者の主たる議論はオリーブオイル生産とメキシコへの輸出の間に介在する取引や加工作業が、転嫁分析の必要性の主張を前提とすると、輸出される製品からの補助金の利益を切断するものであるということが最終決定から理解される。検討したように、この法律論を支持する先例はない。

以上によって、パネルは、補助金製品がオリーブオイルであるという Economía の認定を証拠が支持すると認定する。証拠は、補助金獲得のベースがオリーブ栽培者によりオリーブオイルに転換されることにあることを示しているため、パネルは、助成計画がオリーブオイル生産への補助金を与えているという Economía の結論を適切に支持していると思慮する。オリーブオイルは、最初の絞り込みから生鮮ブランドオイルまでの全ての形で、調査対象製品である。それ故に、Economía の証拠は、補助金がインプット製品に与えられたものではなく、調査対象製品に

与えられたものであり、それ自体転嫁分析が必要とされない、という結論を支持する。
(para.7.168)

(b)14 条－他の計算問題

－略－

H. 国内産業の定義

<EC の主張>

- ・ SCM 協定 16.1 条で定義される SCM 協定の生産者及び国内産業の一部又は全部は、二つの特定の時期に同種の製品の現実の生産を行っている企業でなければならない。①開始の申請提出時。②損害調査のための補助金調査期間。
- ・ 開始に関して。申請者が生産を行っていないならば、国内産業を構成できない。
- ・ 結果的に 11.4 条の要件も満たさず、国内産業による又は国内産業のための申請ではなくなる。
- ・ 損害決定に関して。生産がなければ、産業がなく、損害もない。
- ・ Economía が SCM 協定 16.1 条の国内産業の定義に従っていないことが、GATT6 条 6(a) 項違反である。(paras.7.177- 7.181)

<メキシコの主張>

- ・ EC の分析に不同意。
- ・ EC の分析が正しい場合には、確立の遅延分析は意味がなくなる。(para.7.182)

<パネル認定>

(a)序論

SCM 協定 11.4 条と GATT6 条 6(a)項違反問題は、SCM 協定 16.1 条違反問題に依存する。両条違反があるかどうかの問題は、第 1 には、前提問題として 16.1 条についての EC の解釈を受け入れるかどうかによる。両条違反問題の検討の前に、この点について検討する。
(para.7.186)

(b)国内産業の定義

この解釈問題は、新規問題である。SCM 協定、アンチダンピング協定、GATT 規定のいずれのケースでも今まで検討されたことがない。セーフガード協定 4.1 条に類似の文言があり、事案は本件とは異なるものの、文言は非常に類似しており、米国ラム事件が SCM 協定 16.1 条の生産者の意味の検討には有益である。(para.7.193)

問題は、国内産業に当たる企業や企業グループが申立時や調査期間中に実際に調査対象製品の生産に携わっていることが 16.1 条の要件なのかである。(para.7.188)

パネルは、16.1 条の国内産業定義が SCM 協定全体で統一的に使用される定義であって、GATT6 条 6(a)項も SCM 協定規定参照なしでは確定できないとする。16.1 条において「生産者」が定義の中心である。申請提出時・調査期間中に実際に同種の製品の産出物を生産していなければ生産者でないか否かを検討する。言葉の通常の意味から、生産者の核心は、行われる活動の性質にあり、それは何かを作り出す、又は存在するものにある。(paras.7.190-7.192)

[先例としての米国ラムセーフガード事件]

生産者は、商品を生育若しくは製造しているものであり、ある物を形ある物にするのが生産者である。ラム事件は、同種の产品生产以外の活動や事業を行う企業が同種の製品の生産者とされることであったので、本件のような時間的な問題を含まない。しかし、パネルとしては、ラム事件のアプローチが本件にも妥当すると考える。事業活動の重要な性格が同種の製品の生産者であるか否かの決定要因であり、EC のような時間要因で特定の企業を排斥する方法は、事業の本質的性質を無視しており、ラム事件の正当かつ実体的アプローチとは相容れない。(paras.7.194-7.196)

[SCM 協定の他の規定の分析]

パネルは、SCM 協定の他の規定、とりわけ国内産業が損害を被っているか否かについての当局の義務を規定する規定を分析することで、国内産業が関わっている場合に、16.1 条の生産者の解釈に重要な文脈を提供すると考えて、幾つかの規定を検討する。15.1 条(一般包括条項)、15.2 条(数量への影響、価格への影響、一特定時点での産出の存在や現実の産出に言及しない)、15.4 条(影響を検討する際の考慮要因—潜在的な産出量の減少)。季節的要因、技術革新、流通サイクルなどで申請時や調査期間中に生産をしていないこともある。(paras.7.197-7.201)

[SCM 協定の相殺規定の目的との矛盾]

EC の解釈をとると、特定産業は相殺措置を利用できなくなる。農業や食糧産業。注文生産やジャストインタイム生産を行う産業、特定時期に生産施設を閉鎖したり更新したりする産業。SCM 協定はその様な意図で策定されていない。補助金付き輸入により生産を停止したような産業が救済されない点をより重要視する。(EC の主張した)職権開始の規定もこの問題を解決するものではない。(paras.7.202-7.203)

パネルは、文脈から考えた 16.1 条の通常の意味の理解、協定の目的に依拠して、16.1 条は、相殺措置を求める企業や企業グループが申請提出日や補助金調査期間中に生産者であるとされるためにすなわち同条の意味での国内産業であるとされるために現実に生産を行わねばならないとするものではないと認定した。(para.7.205)

(c)Fortuny は SCM 協定 16.1 条の意味における生産者か

ある企業が国内産業を構成する企業や企業グループに当たるか否かは、検討対象企業やグループの特徴や特性によるケースバイケース問題である。本件では、Fortuny が国内生産者であり、それだけで国内産業を構成するか否かの問題である。パネルの検討を、Fortuny が SCM 協定 16.1 条の意味で生産者に該当するとした Economía の決定が合理的かつ適切であるか否かに向ける。

パネルは、Economía が、以下の検討を行い手順を踏んだと認定した。Economía は、Fortuny の生産や施設に関する各種情報や歴史情報を取得し、3年間の月毎のデータや生産施設情報、生産再開計画についての情報収集し、措置に伴う生産再開の情報取得し、立入検査で情報を確認し、生産再開のためのプラントや現実の生産再開について提出された情報について検証した。(paras.7.209-7.213)

メキシコは、Fortuny の状況に関わる事実を吟味し、Economía が合理的かつ適切な説明を行っているとして認定した。ECは、長年にわたってオリーブオイルを継続生産しているFortunyが申請提出時若しくは補助金調査期間中にオリーブオイルを生産していないことを理由にして、SCM協定16.1条の意味での国内生産者ではないことを証明していない。同じ理由で、ECは、Fortunyが生産者ではなく、国内産業を構成せず、調査開始及び損害決定についての義務を履行していないという、SCM協定11.4条及びGATT6条6(a)の主張も証明していない。(paras.7.215-7.216)

I. SCM 協定 11.4 条

ECの主張はFortunyが生産者であったとしても、EconomíaがFortuny以外のメキシコ生産者の存在について適切な検討を行わず、かくして、申請の支持の程度を適切に検討せず調査を開始したので、SCM協定11.4条の義務を遵守していないとする。ECは、Fortunyの申請が国内産業による又は国内産業のためであるとしたEconomíaの決定が11.4条違反であると主張する。(para 7.218)

<ECの主張>

- Fortuny 以外の国内生産者の存在を適切に調査せず、国内産業による又は国内産業のために申請を行ったとして適切な決定を行わなかった。申請の支持の程度の検討が不適切であり、それ故に調査開始は、SCM 協定 11.4 条違反である。
- 調査当局は、国内産業の申請で提供された情報のみに依拠してはならない。
- 事実問題として、Fortuny によって提供された資料は他に生産者がいないことを支持せず、証拠というよりも単なる推論の域を出ないものである。(para.7.219)

<メキシコの主張>

- Fortuny は、申請時には唯一の国内生産者である。
- Fortuny 以外の生産者の存在の可能性に関しては、調査開始時に Economía の検討した

証拠がその結論を支持する。(para.7.220)

<パネル認定>

11.4 条は、相殺関税調査が同種の国内産品を生産する国内産業を十分に代表することの確保を狙いとする原告適格規定である。本規定が調査当局に課している義務は、申請が国内産業により又は国内産業のために行われたか否かを決定することである。この決定は、同種の産品の国内生産者によって表明された申請への賛否の程度の検討に基づき行われる。

国内産業の確認についての二つの方法すなわち、①同種の産品全ての国内生産者とするか、②総国内生産のうち主要な部分を占める産品の生産高を持つ生産者群とするかがある。本件は、前者であるが、二つの問題が当局にはある。(1)申請者が同種の産品の国内生産者であるか否か。(2)第一問への回答が肯定的な場合に、それが全ての国内生産者に当たるか否か。当局が肯定的な判断をする場合、11.4 条の第 2 及び第 3 センテンスで考えられている測定や考量を行う必要がない。本件ではこの部分は必然的に充足されるのであり、本件では Fortuny が同種の国内産品全体の生産者であると認定する結論を証拠に基づき Economía が行えば、それ以上の作業を要しない。

問題は Economía が依拠した証拠の質と信頼性である。EC は二つのことを主張した。第 1 が法的問題であり、申請で提供された情報のみに依拠して 11.4 条による原告適格決定を行うことが禁止される。第 2 が、Fortuny によって提供された事実情報は、同社がメキシコの唯一の生産者であるという結論の十分な根拠とはならない。(para.7.224)

[第 1 の問題－申請で提供された情報による決定]

SCM 協定 11.4 条や他の規定で申請者の証拠のみに依拠して国内産業による又は国内産業のために申請が行われたかを決定する根拠とすることを禁止する文言は見あたらない。申請における証拠の質に関する唯一の規定は、11.2 条 11.3 条(どちらも EC は申立て引用していないが)であり、関連する証拠によって裏付けられない単純な主張は申請の目的のためには十分な証拠であるとは見なすことができず、当局は申請に含まれる証拠の正確さや妥当性を検証せねばならないと規定する。本規定の焦点は、情報源よりも、証拠の質や信頼性に焦点を当てている。(para.7.225)

証拠の質に関しては、情報の性格によって、補強証拠を必要とする場合がある。申請自体に、当事者の主張を補強する証拠が含まれていれば、追加情報は不要である。過去の事件では、申請者は自己にとって利用可能な情報のみを申請で提供する必要がある、かかる情報は質的かつ量的に最終決定や仮決定をおこなうために必要な情報ほど大量には必要なかった一方で、情報が調査開始を正当化するだけ十分な証拠にはならず、当局が申請に含まれる追加補足情報を求めたものがある。(para.7.226)

パネルは、申立適格性決定の際の証拠の水準を開始のための補助金・損害・因果関係の決定の際のものよりも高くする見解には与しない。11.2(i)条で要求される事件開始時の原告適格に関する情報は 11.3 条で言及されるものと同じ質的十分性基準の対象となるものである。当局

が原告適格に関して申請に含まれている情報以外に情報を要するか否かをケースバイケースで検討し、追加情報を要求することを求める義務が当局にはないとして検討を進める (paras.7.227-7.228)

[第2の問題—Fortuny の情報への依拠について]

Economía は、Fortuny によって申請で提供された情報と、追加情報を検討した。

パネルは、これらの情報について内容を検討した。全てが Fortuny の情報であるが、その中には政府系など他の情報源からのものもある。当事者による議論がなされた情報もある。この検討を通じてパネルは、Fortuny 以外のメキシコの生産者がいることを示す証拠がなく、情報が信頼できるものと認定した。(paras.7.229-7.237)

EC は、申請が国内産業により又は国内産業のために行われたと決定する際に SCM 協定 11.4 条の義務をメキシコが遵守していないことを EC が証明していないと認定した。(para. 7.238)

J. SCM 協定 16.1 条及び GATT6 条 6 項(a)

EC は、他の可能なオリーブオイル生産者についての調査が不適切であり、結果的に Economía の結論が妥当かつ適切ではないと主張する。EC は、メキシコの損害分析が単に推測に基づくものであり、妥当かつ適切に説明されておらず、それ故に SCM 協定 16.1 条の義務を遵守しておらず、結果的に GATT6 条 6(a)項に違反すると主張する。(para. 7.239)

<EC の主張>

- ・ 調査記録が他の生産者の存在を示していると主張。
- ・ Economía の調査姿勢が不適切であり、記録上の証拠は、Fortuny 以外の生産者がいないとする結論を支持しない。
- ・ Economía の結論が妥当で適切ではなく、Economía の損害決定が SCM 協定 16.1 条の要求する国内産業に関して行われておらず、GATT6 条 6(a)項に矛盾する。(para.7.240)

<メキシコの主張>

- ・ 国内産業認定についての EC の主張を争う。
- ・ EC は、最終決定についての事実誤認をしており、調査に関する関連部分を無視している。
- ・ EC は、一応有利なケースの立証責任を果たしていない。
- ・ 他の追加的な調査を行っても、当局の評価を無視するほど十分なものではない。他の証拠によっても他の生産者がいたことを示す記録はない。
- ・ EC は、十分な情報を集めた場合でさえ無限の調査を当局に強いる不合理で受け入れられない基準を主張している。(para.7.241)

<パネル認定>

パネルは、ECの主張を二つに分けて検討する。第1は、Economíaによる作業が妥当かつ適切か。第2は、国内オリーブオイル産業の範囲に関して Economíaの使用した情報が Fortuny以外のメキシコ生産者がいないという結論を妥当に支持するか。パネルはこれらについては、仮決定及び最終決定及び調査記録に含まれている情報に基づき検討を行う。(para.7.242)

パネルは、Fortuny以外の生産者が存在しないという決定に際して行った Economíaの作業についての検証する。ECは、Economíaの作業が限られたものであり、追加質問をしたいと考える回答しか行われなかったと主張した。

パネルは、(a)～(m)までの項目で Economíaの作業や証拠を確認。手続き中に、国内生産者であると申し出たメキシコ企業はなかった。開始決定及び仮決定では、手続きに利害関係のあるものに呼びかけた。(paras.7.245-7.246)

パネルは、検討した作業段階、記録で示された証拠、最終決定で示された Economíaの作業、証拠、結論の理由などを検討し次のように述べる。Economíaの作業はECの述べるような表面的なものではない。対照的に Economíaがかなりの期間をかけて検討し、関連当事者の説明に対応し、活発に論点を追求した。Fortuny以外の国内生産者がいるという具体的な記録での証拠がない。Economíaの行った説明と依拠した情報はその結論を妥当に支持する。パネルは、メキシコは、SCM協定16.1条の下での義務を犯しておらず、それ故GATT6条6(a)項に違反するとはいえないとした。(paras.7.247-7.248)

K. SCM協定15.1条及びGATT6条6項(a)

<ECの主張>

- ・ GATT6条6項及びSCM協定15.1条と15.4条と損害決定の整合性についての主張。
- ・ 実質的損害と実質的確立遅延の認定についての混同、両タイプの損害認定がGATT6条6項違反
- ・ 補助金輸出の数量の分析、同種の製品の国内市場での価格への補助金付輸出の効果の分析についてSCM協定15.1(a)条違反。特に2002年の現実の価格効果データの欠如が、実証的証拠と客観的検討により決定を行うことを求めるSCM協定15.1条の義務違反の決定である。補助金と損害調査が重複している期間の重要性について、その期間に産出がなければ損害がないと主張。
- ・ Economíaが国内産業への補助金付輸入の影響を検討した時間枠についての批判。Economíaの分析が混乱しており、時間枠が何度もぶれている。2002年4月から12月のFortunyの生産停止の期間については、補助金調査期間でもあり、重要で取り返しのつかない産業概念要因でとなる問題と主張。
- ・ Economíaが損害対象となる国内産業を適切に把握していない。生産がなければ産業はないし、産業がなければ損害はない。

- ・ 九ヶ月の期間の使用が損害分析を台無しにしており、データ収集のための九ヶ月の期間使用が、12ヶ月のデータと重複しており、無用な複雑さをもたらし、信頼性を喪失させている。3ヶ月分のデータの排除が調査結果に影響を及ぼす。
- ・ 九ヶ月の期間使用は客観的検討を行う義務を果たしておらず、15.1条違反となる。(paras. 7.250-7.255)

<メキシコの主張>

- ・ 実質的損害に依拠したのであり、確立遅延には依拠していない。
- ・ 価格効果については、適切に分析し、生産を行っていない Fortuny の価格を用いたデータも 15.1 条の実証的な証拠概念と矛盾しない。
- ・ 国内産業の確定については、para.7.183 で述べた理由により不同意。
- ・ 15.4 条の義務については、適切に全ての関連経済要因を検討し、補助金付輸入からの損害の肯定的決定を行う際に考慮した。
- ・ 調査期間中の生産の不存在を理由に、損害がないとすることは誤りである。パネルに対して最終決定の分析を提示。Fortuny の操業再開の阻害に基づく実質的損害を認定した。
- ・ 九ヶ月の期間について。
- ・ ①関連要因の傾向と成果についての分析が3年間の相当する期間(3年間の4月から12月)に限定されず、正確なデータをえるために月毎・年次毎のデータも勘案した。
- ・ ②損害決定の客観性を犯すというのは単なる推論。
- ・ ③SCM 協定が損害分析を実施する際に考慮すべき期間についての指針を持たない。それ故に SCM 協定と矛盾するように行動はしていない。(paras. 7.256-7.259)

<パネル認定>

(a)SCM 協定 15 条

EC は、Economía が関連する全ての経済的要因産業の状態に関する指標を含む実証的証拠に基づき損害決定を行い、妥当かつ適切な説明を行わなかったことで、GATT6 条 6 項及び SCM 協定 15.1 条、15.4 条の義務を履行していないと主張する。EC の主張は、法的側面と事実的側面の二つに分けられる。第 1 は、SCM 協定 15.1 条と 15.4 条の下での法的義務の性質を検討し、調査における Economía の行動がこれらの義務と矛盾するか否かを検討する。(para.7.260)

[15.1 条の実証的な証拠、客観的検討]

実証的証拠に基づく損害決定義務については、米国圧延鋼板事件で上級委員会の説明がある。調査当局が依拠した証拠の質に関するものであり、実証的という用語の使用は、肯定的、客観的、検証可能でなければならない、信頼できるものでなければならないとした。

上級委員会は、「客観的検討」についても検討し、損害決定の基礎をなす特定の事実についてのものでなく、調査手続き自体を指すものであることを強調した。検討という用語は、証拠の収集、調査、及び評価の方法に関するものと認定した。上級委員会は、検討を修飾する

客観的という文言も解釈して、検討プロセスが誠実で基本的公正の原則に従っていなければならないことを示した。メキシコ鉄パイプチューブ事件で、上級委員会は同様な理由を述べている。

メキシコ・米アンチダンピング事件のパネルも同様である。正確かつ公正に提供されたデータに基づいている場合にのみに検討は客観的であるという点に、本件パネルも同意する。(paras.7.262-7.266)

[調査対象期間]

調査対象期間はデータを決定するので重要である。SCM 協定は損害分析のための調査対象期間の選択についての明示の要件を設けていない。ただし、調査機関の裁量であるわけではない。15.1 条の要件は、損害決定の基礎として使用されるデータの包括性と信頼性を確保するために必要な調査期間選択についての当局の裁量に制限をおく。包括的規定である 15.1 条に対して、15.4 条は産業への補助金の影響分析についての特定義務を規定する。全ての関連要因の検討、他の関連要因の評価、特定要因が立証されておらず、関係がないともできること。全ての要因が肯定的であることが求められないこと。客観的に検討する義務と実証的証拠に基づく義務もある。(paras.7.267-7.270)

(b)Economía の損害調査及び決定に関わる事実

最終決定に見られる事実に依拠して検討。

損害分析は、2001 年から 2003 年までのそれぞれの年度の 4 月から 12 月について比較を行った。以下、パネルは、価格についての分析(paras.7.274-7.275)、数量と産業への影響についての分析(paras.7.276-7.277)を叙述した。

EC は、損害分析と確立の遅延分析についての混同が見られると主張するが、仮決定や最終決定では、実質的損害分析を行っており、実質的損害と補助金付き輸入との因果関係分析を行っている。混同はないのでパネルは、これ以上検討を行わない。(para.7.279)

(c)本件の事実に対する 15. 1 条及び 15. 4 条の適用

EC は、価格への効果分析と国内生産者への影響分析について SCM 協定 15.1 条及び 15.4 条条の義務を履行していないとする多くの主張を行う。(para.7.280)

(i)4 月から 12 月期の損害分析

実証的証拠に基づく客観的な検討が行われていないという EC の主張の中には、一年のうちの九ヶ月のデータの使用による Economía の決定が損害分析を一般的に損なっているという主張が、損害決定全体に渡るものなので、他の検討に先立って分析する。

パネルは、この分析において実際にオリーブオイルが生産される期間と、4 月から 12 月までの調査期間が対応していないことを指摘する。(paras.7.282-7.285)

一部の期間で簡略化した分析を行うことも許される(メキシコ鉄鋼パイプチューブ事件パネル)。ただし、調査当局が検討した限定期間内での展開が複数年の期間全体の発展を反映し、限定された期間が正当化され特定のケースでは異例ではないことと、その理由を勘案したことを十分に説明する必要がある。Economía は、4月から12月の期間外のデータを考慮して、輸入と国内産業の状態の評価を許容する客観的傾向を反映する情報があるとするが、3年間の9ヶ月分析に限ったことを実質的正当化を行っていない。元々Fortunyが申請で提案し、補助金が付与された期間としてEconomíaが受け入れた期間であり、ずれや偏向を回避し、歪曲を排除するため損害分析についても同時期を採用した。9ヶ月でなく年間のデータを利用することが偏向やずれになることが明確には理解できない。年間データの使用の方が、補助金の価格効果、生産者への影響効果についてより正確で代表的なものになるとパネルは思慮した。法律問題として、限定された期間を採用することの正当化は不可能ではないが、本件では排除された期間が排除されなければより信頼あるデータを使用し正確な像を描けたことが明らかである。メキシコが9ヶ月の期間を選択した実質的な根拠を提供せず、申請者により提案された補助金調査期間を単純に採用し、同じ期間を損害分析期間とした。メキシコは、十分な正当化を行わなかった。メキシコは、実証的証拠に基づき客観的な検討により損害決定を行うとした15.1条の義務を遵守しなかった。(paras.7.286-7.290)

(ii)他の主張及び議論

訴訟経済を理由に省略。(para7.291)

L. SCM 協定 15.5 条

<ECの主張>

メキシコの15.5条義務違反を主張。とりわけ、補助金付輸入以外の他の知られた要因が同時に国内産業に損害をもたらしている場合に吟味する義務、及びこれらの知られた他の要因により引き起こされた損害を補助金付輸入に期さないことを確保する義務を問題とした。

因果関係や他の要因の効果についてのEconomíaの結論が空虚で意味がないので、国内産業が実質的損害を被ったことを適切認定できていない。

適切に検討されなかった又は全く検討されなかった要因として、6要因を指摘。(paras.7.293-8.294)

<メキシコの主張>

15.5条の解釈は争わず。ただし、同条の要件を満たすと主張。

ECがファーストサブミッションで引用した他の知られた要因に関しては、Economíaが仮決定及び最終決定でそれぞれについて検討し分析を行ったと主張。(para.7.295)

<パネル認定>

15.5 条は、過去の紛争対象となったことはない。アンチダンピング協定の同様の協定は過去の上級委員会及びパネルにより解釈された。

①米国圧延鋼板事件上級委員会。ダンピング輸入と他の周知の要因が同時に国内産業への損害の原因となっている状況のみに適用される。

②他の周知の要因－タイ Hbeams 事件パネル。他の周知の要因には、アンチダンピング調査の過程で関連当事者により調査当局に提出された因果関係要因を含む。当事者が知らなくとも当局が知っている要因であることもある。

③他の周知の要因の検討方法 米国圧延鋼板事件上級委員会。

量的理由で他の要因を退けるべきではない。異なった因果関係要因の損害効果を分離し区別することには実務上の困難がある。そのプロセスは容易ではないし、ダンピング輸入による損害効果と他の要因による損害効果が一括されており、分離不可能である場合には、ダンピング輸入による損害が他の要因によって引き起こされているか否かを簡単に知る方法はない。それ故に、非帰責は、他の因果関係要因の効果をダンピング輸入による効果から区別分離すること、それ故、他の要因による損害がダンピング輸入による損害と一括され区別されないことがないように要求する。

④非帰責分析の分析方法の特定 EC チューブパイプ事件上級委員会。分析方法は指定特定されていない。他の要因をまとめて検討する方法と特定の要因を検討する方法の存在。一つ一つでは些細なものであるが、まとめるとダンピング輸入と損害との因果関係を切断するという他の要因があるとするパネル認定を肯定。同事件では、まとめた分析が要求される事実があったとするが、当事者がその様な請求をしていなかったために分析は行われなかった。本件では、EC は、まとめた分析と個別分析の申立を行っていない。(paras.7.297-7.304)

[本件における検討]

本件では、15.5 条の第 3 センテンスの義務が二つの構成物に統合されていると考えた。第 1 は、Economía が、職権により又は当事者により提案されたことを理由として、他の周知の要因を考慮することを求められていたか。第 2 は、Economía がこれらの要因を別々に分析し、補助金付き輸入による損害効果から分離区別された他の要因による損害効果の性質や範囲を説明する義務を負うか。もし、本件事実がこれに当てはまれば、Economía が他の周知の要因の集合的影響を考慮する必要があったかもしれない。

六つの特定の要因を挙げて適切な他の周知の要因分析を行わなかったことで、15.5 条違反があると EC が主張しているので検討した。

パネルは、Economía が仮決定、最終決定で各要因を分析し、補助金付き輸入の効果から区別されて損害効果をもたないと結論づけた。EC は、因果関係分析の適切さに焦点を絞っており、パネルは、第 1 に、分析の実際の性格を検討し、第 2 に、Economía の分析が 15.1 条の要件と合致するか否かを決定する。(paras.7.305-7.308)

Economía は他の周知の要因が損害の原因ではないことを証拠の評価に基づいて行っており、量的判断で却下していない。Economía は、注意深く要因の効果を検討、分離、区別しており、これらが損害に寄与していないことを妥当に決定している。EC によって確認された共同効果分析義務があるか否かについては、全てのケースで義務があるわけではなく、15.5 条の非帰責義務を満たすために必要な事実がある場合に限られるとする上級委員会報告がある。上級委員会は、その分析が必要な場合を説明している。すなわち、他の要因が損害に寄与しているものの、個々の要因の寄与が些細なものであり、損害とダンピング輸入の因果関係を切断するほど大きなものではない、ことである。本件の場合には、申し立てられた他の周知の要因が損害に寄与しないことを Economía が妥当に決定しており、このような状況では共同効果分析が異なった結果をもたらすものとは考えられない。本件では、共同効果分析が必要とは認定しない。(paras.7.317-7.318)

審査基準に従い新規審査は行わないので、Economía が妥当かつ適切な説明をしたかの検討がパネルの任務である。因果関係に関する結論の妥当かつ適切な説明がなされており、説明と依拠した証拠が他の周知の要因による損害への寄与がないという結論を支持する。メキシコが 15.5 条の義務を遵守していないとする EC の主張は証明されていない。(paras.7.319-7.321)

IV. 結論及び勧告

- 11.11 条、12.4.1 条、15.1 条については義務違反認定。
- 補助金付輸入の数量の分析及び同種の製品の国内市場での価格と国内産業への輸入のインパクト分析についての 15.1 条及び 15.4 条の主張については訴訟経済を理由に扱わず。
- 他のものについては違反認定をせず。
- メキシコに対して違反を認定された措置を協定適合的にすることを勧告。EC は、DSU19.1 条第二センテンスによる提案付勧告を要求。措置の廃止を提案すること。パネルは EC の請求を採用せず。(paras. 8.1-8.7)

V. 論点と解説

A. はじめに

本件では、3 つの論点で新規分析であると指摘された。農業協定 13.(b)(i)条の妥当な自制、相殺関税賦課に関して GATT1994 及び SMC 協定における国内産業及び因果関係の問題である。

このうち後者の 2 者は、通商救済法として対応するアンチダンピング協定やセーフガード協定

では既に検討されているものの SCM 協定においてははじめてのものである。他方、妥当な自制問題は、パネル・上級委員会によって現在まで解釈されたことがないとされている。

転嫁分析についても EC が SCM 協定 1 条及び 14 条を援用したことで、転嫁分析の根拠規定解釈としては新規なものとなっている。

B. 農業協定 13(b)(i)条

農業協定 13(b)(i)は、農業協定適合的な国内助成措置に対する相殺関税賦課に関する制約をおいている。本条では次の内容を定める。第 1 に(b)項柱書きの条件(農業協定 6 条適合的「国内助成措置」への例外措置。第 2 に、(i)項で、SCM 協定第 5 部により損害決定又はそのおそれの決定が行われる場合を除くほか、相殺関税賦課が賦課されるのは実質的損害又はそのおそれの決定がなされた場合に限定される。第 3 に、(i)項で「妥当な自制」が相殺関税調査の開始について示される。ここでは、第 2 及び第 3 について検討する。

[対象となる損害要件]

本条は、国内助成措置が、損害又は損害のおそれの決定が行われる場合を除くほか相殺関税措置の適用対象外となると規定する。相殺関税法の損害要件には、実質的損害、実質的損害のおそれ、産業の実質的確立の遅延の 3 種類がある。EC は、本条の文言から、決定は実質的損害又は実質的損害のおそれの場合に限定され、確立の遅延を除外しようとした。これに対して、パネルは、SCM 協定の脚注 45 を参照して、SCM 協定において損害という場合は 3 種類全てを対象とすることから、EC の主張を退けた。補助金による市場歪曲効果に対する救済措置としての相殺関税の機能を重視し、補助金への規律強化が妥当という立場をとると望ましい解釈のようにも思われる。他方、SCM 協定の読み方としては一件妥当なようではあるがやや落ち着きが悪いという感を評者は持っている。第 1 は、脚注 45 は確かに SCM 協定についてはパネルの指摘通りの意味を持つと考えられる。しかし、別協定である農業協定についてはどうか。別協定であっても共通の文言が使用されている場合にはできる限り共通の読み方をした方が望ましいという観点からは疑念はクリアされるのかもしれない。第 2 に、損害又は損害のおそれの決定とされている点である。脚注 45 は、おそれをも含めて損害と言及しているように読むこともできる。そうすると本条でも「損害の決定」とすることで十分 3 種類の要件を取り込むことができるように思われ、わざわざそのおそれという文言が挿入されたのであろうか。ただし、本件では、パネルは、メキシコの調査及び措置は、実質的損害要件についてのものであるとしているので、損害要件解釈について本件パネルと異なる立場がとられてもメキシコの行動に対するパネルの結論は変わらない。

[妥当な自制]

パネルは、メキシコ側の自制を欠いた対応として EC 側が挙げた事項全てについて EC の主張を退けた。13 条は、農業協定適合的な補助金や国内助成措置への相殺関税の適用について規律する。本規定の中には、農業協定適合的補助金や国内助成を WTO 協定違反としないことを規定するものなど補助金や国内助成によりもたらされる弊害の抑制と国内農業保護とのバ

ランスをとった農業協定の目的・趣旨から必要な規定である。従って、相殺関税の発動に関してもかかる規定が設けられているのは相殺関税発動についても何らかの抑制を規定したものと解される。この点について、EC は、「妥当な自制」が調査開始の禁止にまでつながる程度の高いものと主張した。これに対してパネルは、「妥当な自制」の文言の意味を定義し「自らコントロールし、用心し、慎重であり、遠慮していることを、適切に、常時、合理的に示していること」とし、本件でのメキシコ当局の調査開始にかかる対応がこのような定義を満たすものであるとした。ここからは、EC の主張ような調査開始が自明に禁止されることは極めて希になる。協定適合的な補助金や国内助成であっても輸入国国内産業や世界市場での競争への歪曲効果をもたらす可能性はあるという立場に立てばパネルの判断は受け入れられるものかもしれない。他方、通常の相殺関税調査においても本件パネルが検討したような国内当局の対応は望まれるものであろう。その様な立場からすると、本件パネルの解釈では、農業協定でわざわざ「妥当な自制」との文言が組み込まれたことに特殊な意味をあまり与えるものではなくってしまう。本件パネルは、パネルの解釈が「13 条全体の文脈や実施期間中の停戦条項を提供するという本規定の目的と整合的である」としているが議論の余地はあるかもしれない。

次に、本件での分析を妥当と考えたととしても、この要件に違反する場合の効果については、将来的な課題となろう。EC は、妥当な自制の結果相殺措置をとることができない場合があるべきだとしている。この点についてパネルは特に言及していない。パネルが、EC の挙げたメキシコ側の自制欠如要因に対するパネルの審査内容は、調査において丹念な調査を行っているか、協定の実体要件を踏み外さない認定などを行うよう行動しているかという視点からのものに思われる。また、パネルが行った用語の一般的な意味だけからは、EC が主張したような相殺措置が禁止される効果を持つような場合はあまり想定できないと思われる。慎重に調査を行い、措置発動要件の充足が認定できれば良いのであって、EC の想定することがどのような事態なのか不明である。

C. 転嫁分析

[転嫁分析適用基準と対象となる範囲の妥当性]

本件パネルは、転嫁分析について先例を整理分類し、分析が適用される基準を再確認した。

パネルは、転嫁分析が必要な場合には、二つの類型が先例にあることを確認した。第 1 は、インプットへの補助金の場合¹。第 2 は、補助金を給付されている公有企業の民営化後の企業の場合²。本件は、第 1 類型に該当するとされた。インプット補助金類型の場合に、転嫁分析が必

¹ この類型については次の諸ケース参照。

GATT Panel Report, *United States – Countervailing Duties on Fresh, Chilled and Frozen Pork from Canada*, DS7/R, adopted 11 July 1991, BISD 38S/30 ; Appellate Body Report, *United States – Final Countervailing Duty Determination with Respect to Certain Softwood Lumber from Canada*, WT/DS257/AB/R, adopted 17 February 2004, Panel Report, *United States – Final Countervailing Duty Determination with Respect to Certain Softwood Lumber from Canada*, WT/DS257/R and Corr.1, adopted 17 February 2004. 阿部克則・米国のカナダからの軟材に対する相殺関税の最終決定(ガット・WTO の紛争処理に関する調査報告書 X V (平成 17 年))51 頁以下。

² この類型については次のケース参照。Appellate Body Report, *United States – Imposition of Countervailing*

要とされる場合の基準について、軟材Ⅳ事件とポーク事件から二つの基準を導き出した。次のものである。

(1)補助金が、調査対象加工輸入製品のインプットである產品に供与されている。

(2)相殺関税調査対象の輸入製品の生産者とインプット生産者が無関係である。

EC は、(2)の事実の存在のみでも転嫁分析が行われねばならないと主張したが、パネルは先例(米国－軟材Ⅳおよびカナダポーク事件)を援用して、本件についてパネルは転嫁分析を必要としないとした。その理由は、そもそも補助金がオリーブオイル生産者に供与されていると考えられること、及び、ECの援用した条約規定に依拠しても転嫁分析を行わねばならない義務がないことにある。(1)の基準に該当する事実がないということであり、パネル解釈は、法的基準としては(1)および(2)の両者の充足を求めたことになる。

本件における先例の分析、本件の先例との関連、パネルが理解した本件の特徴を前提とすれば本件において転嫁分析が不要という結論は是認できると思われる。問題は、パネルによる本件の特徴付けが妥当であったかであろう。本件補助金は、オリーブオイルを生産する限りでオリーブ栽培者にも供与されているが、メキシコ及びパネル認定では、当該補助金は、調査対象產品のインプットに提供されたものではなく、調査対象產品自体に供与されたものとなる。調査対象產品がオリーブオイルである限り転嫁分析を行うべき事実がないことになる。一部に、調査対象外のテーブルオリーブへの補助金交付の事実等も認定されているが、オリーブを破碎してオリーブオイルを抽出するものに対してのみ補助金が交付されているという証拠評価の問題となる。

[転嫁分析を基礎づける根拠規定]

本パネルでは、パネルの説得にもかかわらず、申立国の EC が転嫁分析の根拠規定として SCM 協定 1 条と 14 条を援用し続けたことで根拠規定についての分析は新規のものとなった。

1 条についていうと、パネルは、補助金を定義する規定と、補助金額の計算に関連する規定を厳格に分けて解釈したようである。EC の言うように 1 条には受益者に利益が生ずることが補助金の条件であるので、利益があるかないか、下流の加工業者に上流のインプットの利益が転嫁されているか否かは関連性がありそうである。しかし、パネルはこの立場をとらなかった。この立場では、補助金額については、他に具体的な計算方法の規定がある場合にはそちらに依拠した形で判断を行うことになる。

他方、14 条は、補助金額の算定にかかる規定である。パネルは、この規定についても EC の主張を受け入れず転嫁分析の根拠とはならないとした。14 条には、当局による計算方法の適用に当たっての透明性を持った実施と適切な説明義務を課す文言があるので EC の主張は受

Duties on Certain Hot-Rolled Lead and Bismuth Carbon Steel Products Originating in the United Kingdom, WT/DS138/AB/R, adopted 7 June 2000, Panel Report, United States – Imposition of Countervailing Duties on Certain Hot-Rolled Lead and Bismuth Carbon Steel Products Originating in the United Kingdom, WT/DS138/R and Corr.2, adopted 7 June 2000. 松下満雄・米国の英国製鉄鋼製品に対する相殺関税措置（ガット・WTO の紛争処理に関する調査報告書 X I (平成 13 年) 27 頁以下。

け入れ可能なようにも思われる。なぜか。第1は、この規定が国内法令により規定された計算方法の実施に関する規定ということがあると考えられる。国内法令が転嫁分析を規定するか否か？第2は、補助金額と相殺関税額の関係を示した GATT6 条 3 項規定は、相殺関税額の上限を規定するので、課税対象者の課税上限設定について調査当局に直接義務を課す構造になることであろうか。